

# 障がい福祉ハンドブック



雲南市

令和4年4月

はじめに

○このハンドブックは令和4年4月現在のものです。

法律、制度の改正により内容が変更されることがありますのでご容赦ください。詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

## 申請 及び 問い合わせ先

長寿障がい福祉課（市役所本庁舎1階）

電話 0854-40-1042

FAX 0854-40-1049

大東総合センター市民福祉課

電話 0854-43-8162

FAX 0854-43-8163

加茂総合センター市民福祉課

電話 0854-49-8612

FAX 0854-49-7642

木次総合センター市民福祉課

電話 0854-40-1083

FAX 0854-40-1088

三刀屋総合センター市民福祉課

電話 0854-45-9501

FAX 0854-40-1088

吉田総合センター市民福祉課

電話 0854-74-0215

FAX 0854-74-0047

掛合総合センター市民福祉課

電話 0854-62-0056

FAX 0854-62-0310

## 目次

I. 障がいにかかる相談・支援窓口	.....1
1. 一般的な相談支援	
2. 難病専門相談	
3. こころの健康相談、思春期こころの健康相談、アルコール相談	
4. 発達障がいに関する相談支援	
5. 高次脳機能障がいに関する相談支援	
6. 障がい者の就労に関する相談支援	
7. 雲南市身体障がい者相談員・知的障がい者相談員	
8. 民生委員・児童委員	
II. 障害者手帳の交付について	.....4
1. 身体障害者手帳	
2. 療育手帳	
3. 精神障害者保健福祉手帳	
III. 医療費公費負担等	.....8
1. 自立支援医療(精神通院医療)	
2. 自立支援医療(更生医療)	
3. 自立支援医療(育成医療)	
4. 福祉医療費助成	
5. 後期高齢者医療制度	
6. 特定医療費(難病法による医療費助成)	
7. 小児慢性特定疾病医療	
IV. 障害福祉サービス等	.....18
1. サービス利用の流れ	
2. 相談支援サービス	
3. 介護給付	
4. 訓練等給付	
5. 児童通所支援	
6. 地域生活支援事業	
7. 補装具・日常生活用具	
(1)補装具	
(2)日常生活用具	

8. その他	
(1)精神障がい者通院医療費助成及び通院交通費助成	
(2)重度障がい児等医療費助成	
(3)人工透析患者通院費支給	
(4)ストマ用装具購入費助成	
V. 助成・手当・年金等	……33
1. 外出を支援するサービス	
(1)福祉タクシー利用料金助成事業	
(2)視覚障がい者タクシー利用料金助成事業	
(3)福祉有償運送制度	
(4)高齢者等のバス・タクシー利用料金助成事業	
2. 福祉手当制度	
(1)重度障害者等介護手当	
(2)特別障害者手当	
(3)特別児童扶養手当	
(4)障害児福祉手当	
(5)児童扶養手当	
3. 障害年金・心身障がい者扶養共済	
(1)障害基礎年金	
(2)障害厚生年金	
(3)心身障がい者扶養共済制度	
VI. 税・料の減免等	……46
1. 所得税の障がい者控除	
2. 住民税の障がい者控除	
3. 自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税種別割・ 軽自動車税環境性能割	
4. 保育所・幼稚園・認定こども園保育料の減額	
(1)保育所・認定こども園(2号・3号児)保育料	
(2)幼稚園・認定こども園(1号児)保育料	
VII. 生活の支援	……51
1. 有料道路(ETC)障がい者割引制度	
2. 放送受信料等料金割引・減免	
(1)NHK 放送受信料料金割引	

(2)雲南夢ネットケーブルテレビ使用料減免	
(3)電話、郵便等の料金割引	
1)NTT 電話番号案内料金の免除	
2)携帯電話の割引サービス	
3)郵便料金の減免	
(4)公共交通機関の料金割引	
1)JR 旅客鉄道株式会社の旅客運賃割引	
2)航空運賃割引	
3)雲南市民バス料金の減免	
4)その他県内バス運賃の割引	
5)タクシーの運賃割引	
(5)思いやり駐車場(身体障がい者等用駐車場)利用証制度	
(6)ヘルプマーク、ヘルプカード	
VIII. 緊急時の支援	.....59
1. 緊急通報サービス助成事業	
2. 避難行動要支援者避難支援制度	
3. インターネット機能を利用した119番通報システム	
IX. 権利の擁護	.....61
1. 日常生活自立支援事業	
2. 成年後見制度利用支援事業	
3. 雲南市障がい者虐待防止センター	
X. 雲南市の障がい者福祉施設	.....63
障害者に関するマーク	.....69
雲南圏域障がい者総合支援協議会	.....71

平成28年1月から、個人番号(マイナンバー)の提示が必要となる制度があります。  
手続きの際には各制度の窓口を確認をしてください。

\*個人番号(マイナンバー)を確認できるものをご持参ください。

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し など

## I. 障がいにかかる相談・支援窓口

### 1. 一般的な相談支援

事業所名	所在地	電話	FAX
きすき相談支援センター おれんじ ※雲南市基幹相談支援センター	木次町東日登351-5	0854 47-7101	0854 47-7102
相談支援事業所 あおぞら	大東町仁和寺935-1	0854 43-9555	0854 43-9556
かも社会就労センター 障害者相談支援事業所	加茂町宇治253-1	0854 49-8125	0854 49-8140
指定相談支援事業所 そよかぜ館	木次町下熊谷1259-1	0854 42-8011	0854 42-2727
相談支援事業所 ふれんど	木次町新市3	0854 42-8255	0854 42-3815
相談支援事業所 みとや	三刀屋町三刀屋1212-3	0854 45-3933	0854 45-2211
障害者相談支援事業所 山楽園	掛合町松笠2154-1	0854 62-1500	0854 62-1501

### ○障がいのある方の暮らしを支えます

雲南市では、障がいのある方の重度化、高齢化やご家族などの死亡による孤立化を見据え、地域の福祉事業所などと連携し、障がいのある方の生活を地域全体で支える体制づくりを行っています。

ご家族の病気や事故等「もしも」の時に一時的に施設を利用できるなど適切な支援を受けることができるよう、対象となる方の相談や事前登録を受け付けています。

#### 【対象者】

自宅で生活をしている方で、下記のいずれかに該当する方

- ・障害者手帳など(身体、療育、精神)をお持ちの方
- ・自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方
- ・指定難病にり患している方

#### 【問合せ先】

障害福祉サービスを利用されている方 → 担当相談支援専門員

障害福祉サービスを利用されていない方 → 雲南市基幹相談支援センター

(きすき相談支援センターおれんじ)

### 2. 難病専門相談

難病等でお困りの方に、専門医による相談を行います。

難病と診断された方に限らず、治療してもなかなか改善しない方、病名がわからず悩んでおられる方、体調が悪く悩んでいる方が対象です。

日程・診療科が決まっています。予約制ですので事前にお電話ください。

◆島根県雲南保健所 医事・難病支援課 電話:0854-42-9638

### 3. こころの健康相談、思春期こころの健康相談、アルコール相談

様々な「こころの悩み」「アルコールの問題」「ものわすれ」に関すること、また「思春期の悩み」に関する相談に応じています。(専門医等による相談)ご本人のほか、家族の方も相談可能です。

日程が決まっており、予約制ですので事前にお電話ください。

◆島根県雲南保健所 健康増進課 電話:0854-42-9642

### 4. 発達障がいに関する相談支援

◆島根県東部発達障害者支援センター ウイツシュ 電話:050-3387-8699(直通)

社会福祉法人 親和会 〒699-0822 出雲市神西沖町2534-2 「さざなみ学園」内

～発達障がいとは～

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(AD/HD)など、通常、低年齢において発現する脳障がいです。

### 5. 高次脳機能障がいに関する相談支援

◆指定相談支援事業所 そよかぜ館 電話:0854-42-8011

(社会福祉法人 雲南広域福祉会)

～高機能機能障がいとは～

交通事故や脳卒中などによる脳損傷の後遺症として、新しい出来事が覚えられない(記憶障がい)、ミスが多い(注意障がい)、計画的な行動ができない(遂行機能障がい)、感情のコントロールがきかない(社会的行動障がい)等の症状により、日常・社会生活への適応が困難となる障がいです。

### 6. 障がい者の就労に関する相談支援

◆雲南公共職業安定所(ハローワーク雲南) 電話:0854-42-0751

障がい者の職業相談、職業紹介を行っています。

◆雲南障がい者就業・生活支援センター アーチ 電話:0854-42-8022

障がい者の就労相談及び就労に向けた職場開拓や職場実習の斡旋を行っています。就労支援による職業生活の自立が見込まれる方が対象です。

### 7. 雲南市身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

身体障がい・知的障がいのある方や、そのご家族等の様々な相談に応じます。悩みや困りごとがある方は、相談員までご連絡ください。

【身体障がい者相談員】 永瀬 一之 電話:0854-43-3922

【知的障がい者相談員】 春日 親典 電話:0854-62-1500

## 8. 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、さまざまな福祉に関する相談に応じ、関係機関との連携により、障がい者等の援護を図ります。各地区ごとに担当が決まっています。

### ○ 問い合わせ

雲南市役所 健康福祉部健康福祉総務課 電話:0854-40-1041

または 各総合センター市民福祉課



## II. 障害者手帳の交付について

### ○ 注意事項

障害者手帳は、障がいの種別(身体、知的、精神)により手続き等が異なります。  
手帳が交付されることにより、各種福祉サービスや助成・減免制度を利用することが可能となります。手帳を紛失した等、手元にない場合はサービスを受けることが出来ない場合がありますので大切に扱ってください。

### 1. 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、法に定める障がい程度に該当する身体障がいのある方に対し申請に基づき交付します。手帳には障がい名・障がいの程度、等級等が記載されます。

#### ○ 申請方法等

区 分	申請書等	手続きに必要なもの
はじめて申請するとき	身体障害者手帳 交付・再交付 申請書	①指定医による診断書 ②顔写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm・裏に氏名記入) ③マイナンバーを確認できるもの
障がいの程度や 内容が変わったとき		①指定医による診断書 ②顔写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm・裏に氏名記入) ③身体障害者手帳 ④マイナンバーを確認できるもの
紛失や破損したとき		①顔写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm・裏に氏名記入) ②マイナンバーを確認できるもの
居住地や氏名が 変わったとき	身体障害者 居住地等変更届	①身体障害者手帳 ※他の市町村への居住地の変更は転出先で行います。
死亡したとき 不要になったとき	身体障害者手帳 返還届	①身体障害者手帳

#### ○ 障がいの程度

1級から7級まであり、7級については手帳の交付はされません。一般に1、2級の障がい程度が重度に該当します。

#### ○ 障がい程度の判定

身体障がいの程度を診断することができる医師は、島根県知事の指定を受けた指定医に限られます。指定医がいる医療機関については、市または各医療機関へお問い合わせください。指定医の診断書に基づき、島根県立心と体の相談センターで判定されます。

## 2. 療育手帳

療育手帳は、知的障がいのある方に対し、一貫した指導・相談を行い、各種援助措置を受けやすくすることを目的として、申請に基づき交付します。

### ○ 申請方法等

区分	申請書等	手続きに必要なもの
はじめて申請するとき	療育手帳 交付申請書	①顔写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm・裏に氏名記入) ②マイナンバーを確認できるもの
障がい程度の再判定を受けようとするとき		①顔写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm・裏に氏名記入) ②療育手帳 ③マイナンバーを確認できるもの
紛失や破損したとき		①顔写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm・裏に氏名記入) ②マイナンバーを確認できるもの
居住地・氏名・保護者が変わったとき	療育手帳 記載事項 変更届	①療育手帳 ※他の市町村への居住地の変更は転出先で行います。 ※県外からの転入の場合は新規申請の扱いになります。
死亡したとき 不要になったとき	療育手帳 返還届	①療育手帳

### ○ 障がいの程度

障がいの程度により重度の場合は「A」、その他の場合は「B」と表記されます。

### ○ 障がい程度の判定

障がい程度は、児童相談所または島根県立心と体の相談センターの面接で判定されます。判定面接は予約制です。市町村へ申請後、下記へ予約する必要があります。

区分	判定会場	予約先(電話番号)
新規申請・18歳未満再判定	出雲児童相談所	出雲児童相談所 (0853-21-0007)
18歳以上の再判定	雲南合同庁舎	島根県立心と体の相談センター (0852-32-5905)

◆平成28年4月1日から、療育手帳の再判定が簡略されました。

・変更の対象となる方は、「18歳以上で一度でも判定を受けた方」です。

※ただし、障がいの状態が変わる可能性がある方は、今回の変更の対象外となります。

・18歳以上で一度でも判定を受けた方は、「原則として、次回の判定は10年後」となります。

※ただし、障がいの程度や年齢等によっては、再判定が不要になります。(下の表を参照)

・この変更に伴い、現在お持ちの手帳に記載されている「次の判定年月日」は、届け出により、以下のとおり変更することができます。

対象者	変更後の「次の判定年月日」	申請の際に必要な物
①連続して2回「A」判定を受けている方	<b>再判定不要</b> ※今後の判定を受ける必要がなくなります。	・療育手帳 ※現在お持ちの手帳の「次の判定年月日」欄を窓口で書き換えます。手続きの際、写真は不要です。
②50歳を過ぎてから一度でも判定を受けている方		
③上記①②以外の方	(前回の判定年月日から起算して) <b>10年後</b> ※次の判定を受けるまでの期間が5年延長されます。 ※次回の判定は、変更後の「次の判定年月日」までに受けてください。	
※上記①～③に該当し、「次の判定年月日」が変更となる方でも、障がいの状態が変わったと思われる場合など、ご本人やご家族が判定を希望される場合は、申請により、いつでも判定を受けることができます。		

### 3. 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にある方に対し、申請に基づき交付します。

#### ○ 申請方法等

区分	申請書等	手続きに必要なもの
はじめて申請するとき	精神障害者保健福祉手帳申請書	※下記< I >または< II > < I > ①診断書(手帳申請用) ②顔写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm・裏に氏名記入) ③マイナンバーを確認できるもの
		< II > ①精神障がいを支給事由とする障害年金を受けていることを証明する書類 (下記ア～ウのいずれか) ア、年金証書 イ、年金裁定通知書 ウ、年金支払通知書 ②照会についての同意書 ③顔写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm・裏に氏名記入) ④印鑑 ⑤マイナンバーを確認できるもの

区分	申請書等	手続きに必要なもの
有効期限が来ても引き続き手帳を持っていたいとき	精神障害者保健福祉手帳申請書	①精神障害者保健福祉手帳 ※その他は上記、「はじめて申請するとき」の< I >または< II >に同じ
紛失や破損したとき	精神障害者保健福祉手帳変更届・再交付申請書	①顔写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm・裏に氏名記入) ②マイナンバーを確認できるもの
居住地・氏名が変わったとき	精神障害者保健福祉手帳変更届・再交付申請書	①精神障害者保健福祉手帳 ②マイナンバーを確認できるもの ※市町村の区域を越える住所変更の場合は、転入先の市町村で行います。
死亡したとき 不要になったとき	精神障害者保健福祉手帳返還届	①精神障害者保健福祉手帳

○ 障がいの程度

障がいの程度は、重度のものから1級、2級および3級に区分されます。

○ 障がい程度の判定

障がいの程度は、医師の診断書等に基づき、島根県立心と体の相談センターで判定されます。

なお、精神障がいを支給事由とする年金を受けていることを証する書類を添付して申請した場合の等級は、障害年金の等級と同一となります。

○ 手帳の有効期間

手帳の有効期間は交付の日から2年が経過する日の属する月の末日までです。更新の申請をする場合は、有効期限終了の3か月前から行うことができます。

### Ⅲ. 医療費公費負担等

#### 1. 自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患により、通院による精神医療を継続的に要する方に対して、医療費の一部を助成します。対象者には受給者証が交付され、この受給者証を医療機関に提示することにより、医療費が原則1割負担になります。ただし、負担が重くなりすぎないように所得に応じて次のようにひと月あたりの上限額が決められています。

区分	対象者	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯の人	0円(自己負担なし)
低所得1	市町村民税非課税世帯で障がい者または障がい児の保護者の年収が80万円以下の人	2,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1に該当しない人	5,000円
中間1	市町村民税課税世帯で所得割課税額が3万3千円未満の人	重度かつ継続に該当 5,000円
		上記以外 医療保険の負担限度
中間2	市町村民税課税世帯で所得割課税額が3万3千円以上23万5千円未満の人	重度かつ継続に該当 10,000円
		上記以外 医療保険の負担限度
一定以上	上記以外の人	重度かつ継続に該当 20,000円(注)
		上記以外 対象外

※ここでいう「世帯」とは、同じ医療保険に加入する世帯員全員のことを言います。

※「重度かつ継続」とは、統合失調症・躁うつ病・うつ病・てんかん・認知症等の脳機能障がい、もしくは薬物関連障がい、または集中・継続的な医療を必要とする人です。

(注)・・・経過的特例措置により令和6年3月31日まで制度の対象となります。

#### ○ 申請手続

本人または保護者が居住する市町村へ申請します。この制度は精神障害者保健福祉手帳所持者以外の方も利用することが出来ます。

#### ○ 申請に必要な書類等

①自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書

②指定医療機関が作成した診断書(※原則2年に1度必要です)

※精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合は、手帳の診断書のみで申請できます。

③印鑑

④医療受診者が加入する医療保険者証

⑤医療受診者が受給する公的年金等の収入額がわかる書類(振込決定通知書、預貯金通帳の写し等)

⑥所得状況等の調査に関する同意書

※この他に本人またはご家族の市町村民税課税証明などが必要となる場合があります。  
 ⑦医療受診者、受診者と同じ医療保険に加入している方のマイナンバーを確認できるもの

○ 医療費助成の有効期間

有効期限は1年間です。

有効期限終了後も引き続き医療が必要な場合は、有効期間満了の3か月前から更新の手続きができます。有効期限を過ぎてしまうと、自立支援医療が受けられなくなります。

## 2. 自立支援医療(更生医療)

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方に対して、身体上の障がいを軽くしたり取り除いたりし、日常生活を容易にするために必要な医療費の一部を助成します。対象者には受給者証が交付され、この受給者証を医療機関に提示することにより、医療費が原則1割負担になります。ただし、負担が重くなりすぎないように所得に応じて次のようにひと月あたりの上限額が決められています。

区分	対象者	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯の人	0円(自己負担なし)
低所得1	市町村民税非課税世帯で障がい者または障がい児の保護者の年収が80万円以下の人	2,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1に該当しない人	5,000円
中間1	市町村民税課税世帯で所得割課税額が3万3千円未満の人	重度かつ継続に該当 5,000円
		上記以外 医療保険の負担限度
中間2	市町村民税課税世帯で所得割課税額が3万3千円以上23万5千円未満の人	重度かつ継続に該当 10,000円
		上記以外 医療保険の負担限度
一定以上	上記以外の人	重度かつ継続に該当 20,000円(注)
		上記以外 対象外

※ここでいう「世帯」とは、同じ医療保険に加入する世帯員全員のことを言います。

※「重度かつ継続」とは、じん臓・小腸・免疫・心臓(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)機能障がいの人、医療保険の多数該当の人です。

(注)・・・経過的特例措置により令和6年3月31日まで制度の対象となります。

○ 対象となる医療の例

障害名	病名	医療名
視覚障がい	角膜混濁	角膜移植術

障害名	病名	医療名
聴覚障がい	鼓膜癒着	鼓膜はく離術
言語障がい	唇顎口蓋裂	歯列矯正術、口腔・鼻腔形成術
肢体不自由	関節拘縮・硬直	人工関節置換術、関節授動形成術
心臓機能障がい	狭心症、心筋梗塞	バイパス術
	洞機能不全	ペースメーカー植込術
じん臓機能障がい	慢性じん不全	人工透析、腹膜灌流、じん臓移植術
小腸機能障がい	小腸機能不全	中心静脈栄養法
肝臓機能障がい		肝移植術、抗免疫療法
免疫機能障がい		抗 HIV 療法

※島根県の指定した医療機関および調剤薬局にて医療を受けます。

○ 申請手続き

市町村へ申請します。

この制度は、対象となる医療に該当する障がいのある身体障害者手帳所持者に限られます。

○ 更生医療の申請に必要な書類等

①自立支援医療(更生医療)支給認定申請書

②指定医療機関が作成した意見書、医療費及び移送費概算額算出明細書

③印鑑

④医療受診者が加入する医療保険者証(人工透析療法の場合は、特定疾病療養受療証も必要です)

⑤医療受診者が受給する公的年金等の収入額がわかる書類(振込決定通知書、預貯金通帳の写し等)

※この他に本人またはご家族の市町村民税課税証明などが必要となる場合があります。

○ 医療費助成の有効期間

医療費の助成は原則として3か月を超えない範囲で、意見書作成の医師が定める期間です。ただし、じん臓機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい及び免疫機能障がいについては最長1年になります。

有効期限終了後も引き続き医療が必要な場合は、有効期間満了の3か月前から更新の手続きができます。

### 3. 自立支援医療(育成医療)

18歳未満で身体に障がいのある児童または、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のある児童に対して、身体上の障がいを軽くしたり取り除いたりし、日常生活を容易にするために必要な医療費の一部を助成します。対象者には受給者証が交付され、この受給者証を

医療機関に提示することにより、医療費が原則1割負担になります。ただし、負担が重くなりすぎないように所得に応じて次のようにひと月あたりの上限額が決められています。

区分	対象者	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯の人	0円(自己負担なし)
低所得1	市町村民税非課税世帯で障がい者または障がい児の保護者の年収が80万円以下の人	2,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1に該当しない人	5,000円
中間1	市町村民税課税世帯で所得割課税額が3万3千円未満の人	重度かつ継続に該当 5,000円
		上記以外 5,000円(注)
中間2	市町村民税課税世帯で所得割課税額が3万3千円以上23万5千円未満の人	重度かつ継続に該当 10,000円
		上記以外 10,000円(注)
一定以上	上記以外の人	重度かつ継続に該当 20,000円(注)
		上記以外 対象外

※ここでいう「世帯」とは、同じ医療保険に加入する世帯員全員のことを言います。

※「重度かつ継続」とは、じん臓・小腸・免疫・心臓(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)機能障がいの人、医療保険の多数該当の人です。

(注)・・・経過的特例措置により令和6年3月31日まで制度の対象となります。

#### ○ 対象となる疾患

対象となる障がい	疾患例等
肢体不自由	先天性股関節脱臼、先天性内反足等
視覚障がい	斜視、眼瞼下垂、白内障等
聴覚・平衡機能障がい	外耳道閉鎖、小耳症等
音声・言語・咀嚼機能障がい	口蓋裂、口唇裂、唇顎口蓋裂等
心臓機能障がい	心室中核欠損症、ファロー四徴症等
じん臓機能障がい	腎移植、人工透析等
小腸機能障がい	中心静脈栄養等
その他の内臓機能障がい	水頭症、尿管狭窄等
肝臓機能障がい	肝臓移植、肝臓移植術後の抗免疫療法等
免疫機能障がい	HIV感染症等



※内臓機能障がいによるものは、手術により将来生活能力を維持できる状態のものに限ります。  
(内科的治療のみのものは対象外。)

※明確な疾患の基準、疾患名等は定められておらず、あくまで上記の障がいを有し、手術等の治療により確実な治療効果が期待できるものが対象です。

○ 申請手続き

本人または保護者が市町村へ申請します。この制度は身体障害者手帳所持者以外も利用することが出来ます。

○ 育成医療の申請に必要な書類等

①自立支援医療(育成医療)支給認定申請書

②指定医療機関が作成した意見書

③印鑑

④医療受診者が加入する医療保険者証(人工透析療法の場合は、特定疾病療養受療証も必要です)

⑤保護者が受給する公的年金等の収入額がわかる書類(振込決定通知書、預貯金通帳の写し等)

※この他に本人またはご家族の市町村民税課税証明などが必要となる場合があります。

○ 医療費助成の有効期間

医療費の助成は原則として3か月を超えない範囲で、意見書作成の医師が定める期間です。長期に及び治療(じん臓機能障がいにおける人工透析療法、免疫機能障がいにおける抗 HIV 療法等)については最長1年になります。

有効期限終了後も引き続き医療が必要な場合は、有効期間満了の3か月前から更新の手続きができます。

## 4. 福祉医療費助成

重度心身障がい者およびひとり親家庭に対し、医療費の自己負担部分(食事療養標準負担額を除く)を助成します。医療費の1割が自己負担となり、下表のとおり限度額が設けられます。

○ 対象者

雲南市内に居住地を有し、次のいずれかに該当する方

ア)重度の身体障がいのある方(身体障害者手帳1級または2級の方)

イ)重度の知的障がいのある方(療育手帳Aの方)

ウ)身体障害者手帳3級または4級で、IQ50以下(知的障がい)の方

エ)65歳以上で、3か月以上寝たきりの状態が続いており、介護が必要な方

(介護保険で要介護度5に相当、対象期間1年)

オ)重度の精神障がいのある方(精神障害者保健福祉手帳1級の方)

カ)精神障害者保健福祉手帳2級で身体障害者手帳3級または4級の方

キ)精神障害者保健福祉手帳2級でIQ50以下(知的障がい)の方

ク)ひとり親家庭の方(18歳未満または高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のいない者および該当児童)

※20歳以上の方については、所得制限があります。

※ウ)及びキ)の知的障がいは判定機関により判定します。

○ 自己負担限度額(1か月につき1医療機関あたり)

医療機関窓口での本人負担は医療費の1割です。ただし、1か月・1医療機関あたりの本人負担の限度額は次のとおりです。

※同じ月に異なる医療機関にかかられた場合、または、総合病院等で歯科と歯科以外の診療科にかかられた場合は、それぞれ負担することになります。

※薬局等とは、薬局・柔道整復施術所・治療用装具製作所・訪問看護ステーションのことです。

区 分	自己負担限度額 (1か月・1医療機関あたり)		
	入院	入院外	薬局等
一般の方	20,000円	6,000円	自己負担 なし
市町村民税非課税世帯に属する方	2,000円	1,000円	
20歳未満の障がい児(者)	2,000円	1,000円	

○ 問い合わせ先

雲南市役所 市民環境部 市民生活課 生活グループ 電話:0854-40-1031

## 5. 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度とは、75歳以上の方、保険者が認定した一定の障がいのある65歳以上の方(※)が加入する医療保険制度です。

※障がい認定の対象となる方

ア)身体障害者手帳1～3級所持者

イ)音声機能または言語障害4級の身体障害者手帳所持者

ウ)下肢機能障害4級のうち、身体障害者障害程度等級の1号、3号または4号に該当する者

エ)障害基礎年金1、2級受給者

オ)療育手帳A所持者

カ)精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者

○ 申請の手続き

65歳以上75歳未満の障がい者の場合

上記ア)からカ)のいずれかの障がいの状況が分かる書類(身体障害者手帳、障害年金の証書、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)、加入中の健康保険証を持って市役所市民生活課または各総合センターで手続きをしてください。

○ 医療機関を受診するとき

後期高齢者医療で医療機関を受診される時は、かかった医療費の一部(現役並み所得がある場合は3割、それ以外は1割(※))を負担します。

ただし、窓口負担額には、月ごとに上限額が設けられています。

※令和4年10月からは1割の方で一定以上所得がある場合は、2割に変更になります。

区分	自己負担限度額	
	外来	外来+入院
課税所得690万円以上	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1% 4回目以降の場合は140,100円	
課税所得380万円以上690万円未満	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1% 4回目以降の場合は93,000円	
課税所得145万円以上380万円未満	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1% 4回目以降の場合は44,400円	
一般Ⅱ(2割負担) (令和4年10月から)	18,000円または6,000円 + (医療費-30,000円)×10% の低い方を適用※	57,600円 4回目以降の場合は44,400円
一般Ⅰ	18,000円※	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※年間(8月から翌年7月)の自己負担限度額は144,000円

※なお、後期高齢者医療制度では、国民健康保険や健康保険のように、所得に応じて保険料を納めるようになります。軽減制度等に該当することがありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

○ 問い合わせ先

雲南市役所 市民環境部 市民生活課 生活グループ 電話:0854-40-1031  
 島根県後期高齢者医療広域連合 電話:0852-20-7526

## 6. 特定医療費(難病法による医療費助成)

特定医療費の支給は、指定難病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする方に対し、当該疾病にかかる医療費の一部を支給することにより、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的としています。医療費助成の対象となる指定難病は、令和3年11月1日現在、338疾患となっています。

なお、スモン及びプリオン病の一部は、特定疾患治療研究事業として引き続き助成対象となりません。

○ 対象者

県内に住所を有し、指定難病にかかっている方で、次のいずれかに該当する方。

- ①病状の程度が、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて定める程度(個々の指定難病の特性に応じ、日常生活または社会生活に支障があると医学的に判断される程度)である方
- ②当該支給認定の申請のあった月以前の1年以内に、医療費総額が33,330円を超える月数が既に3月以上ある方

○ 対象となる疾患

島根県のホームページをご覧ください。(トップ>医療・福祉>健康・医療>健康>難病対策>難病の医療費助成制度について)

○ 自己負担額

受給者が医療機関の窓口で支払う医療費の負担割合は2割(保険の自己負担が2割以下の場合はその割合)です。

また、自己負担額は、下表の自己負担上限月額までの金額です。

☆特定医療費による自己負担上限月額(外来+入院)

階層区分			自己負担上限額		
			一般	高額かつ長期(※)	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0円	0円	0円
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 ~80万円	2,500円	2,500円	1,000円
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超~	5,000円	5,000円	
一般所得Ⅰ	市町村民税所得割額 0円~70,999円		10,000円	5,000円	
一般所得Ⅱ	市町村民税所得割額 71,000円~250,999円		20,000円	10,000円	
上位所得	市町村民税所得割額 251,000円~		30,000円	20,000円	

※「高額かつ長期」とは、支給認定後の指定難病にかかる医療費総額(10割分)が5万円を超える月が申請日の属する月から12月以内に6月以上ある方。

○ 問い合わせ先

島根県 雲南保健所 医事・難病支援課 電話:0854-42-9641・9638

## 7. 小児慢性特定疾病医療

小児慢性特定疾病医療支援は、慢性疾病にかかっている児童等の健全育成の観点から、医療費の一部を助成することで、家族の医療費の負担軽減を図ることを目的として実施しています。

○ 対象者

下記一覧の疾病にかかっている、県内に住所を有する18歳未満(引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満)の児童です。

対象の疾病は、令和3年11月1日から788疾病、16疾患群となりました。

※令和4年4月1日から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことにより、小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、18歳以上を「成年患者」とします。成年患者は「本人名義で申請手続き」をする必要があります。

<対象となる疾患群一覧>

	疾患群	疾病例
1	悪性新生物	白血病等
2	慢性腎疾患	ネフローゼ症候群等
3	慢性呼吸器疾患	気管支喘息等
4	慢性心疾患	心室中隔欠損症等
5	内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全性低身長症等
6	膠原病	若年性関節リウマチ等
7	糖尿病	1型糖尿病等
8	先天性代謝異常	シトリン欠損症等
9	血液疾患	血小板減少性紫斑病等
10	免疫疾患	後天性免疫不全症等
11	神経・筋疾患	點頭てんかん(ウエスト症候群)等
12	慢性消化器疾患	潰瘍性大腸炎等
13	染色体又は遺伝子変化を伴う症候群	ダウン症候群等
14	皮膚疾患	先天性白皮症等
15	骨系統疾患	骨形成不全症等
16	脈管系疾患	リンパ管腫等

※各疾患についてはそれぞれ認定基準があり、基準に該当するかどうかは、専門委員による審査会(月1回開催)により審査されます。

※認定された疾病の治療に関係する場合のみ適用となります。

○ 自己負担額(外来+入院)

受給者が医療機関の窓口で支払う医療費の負担割合は2割です。また、自己負担額については次のとおりです。

階層区分		自己負担上限額		
		一般	重症等(※4)	人工呼吸器等装着者
I	生活保護受給者		0円	
II	市町村民税 非課税世帯 (※1)	低所得Ⅰ:収入等(※2) ~800,000円	1,250円	
III		低所得Ⅱ:収入等 800,001円~	2,500円	
IV	一般所得Ⅰ:市町村民税所得割額(※3) 0円~70,999円		5,000円	500円
V	一般所得Ⅱ:市町村民税所得割額 71,000円~250,999円		10,000円	
VI	上位所得:市町村民税所得割額 251,000円~		15,000円	
入院時の食費		1/2自己負担		

- ※1 市町村民税非課税世帯…加入している医療保険が被用者保険の場合は、被保険者と受診者が非課税、国民健康保険の場合は、住民票同一世帯の国保加入者全員が非課税である世帯。
- ※2 収入等…保護者(申請者)の公的年金等収入金額、合計所得金額、特別児童扶養手当、障害年金、遺族年金の合計。
- ※3 市町村民税所得割額…加入している医療保険が被用者保険の場合は、被保険者のみ。国民健康保険の場合は、住民票同一世帯の国保加入者全員の所得割額の合計。
- ※4 重症等…支給認定を受けた月から1年以内に当該疾病にかかる医療費総額(10割相当分)が5万円を超えた月が6回以上あった場合(高額治療継続者)または、重症患者認定基準に該当している場合。

○ 問い合わせ先

島根県 雲南保健所 健康増進課 電話:0854-42-9637・9636

※なお、雲南市では下記のとおり助成を行っていますので、最寄りの窓口で手続きをしてください。

- ◆中学卒業までのお子さんで、自己負担額を医療機関等の窓口でお支払いされた場合は、「子ども医療費助成制度」の対象となりますので、市役所市民生活課または各総合センター市民福祉課で手続きを行ってください。
- ◆小児慢性特定疾病医療費支給認定申請に係る医療意見書料の助成がありますので、市役所市民生活課または各総合センター市民福祉課で手続きを行ってください。

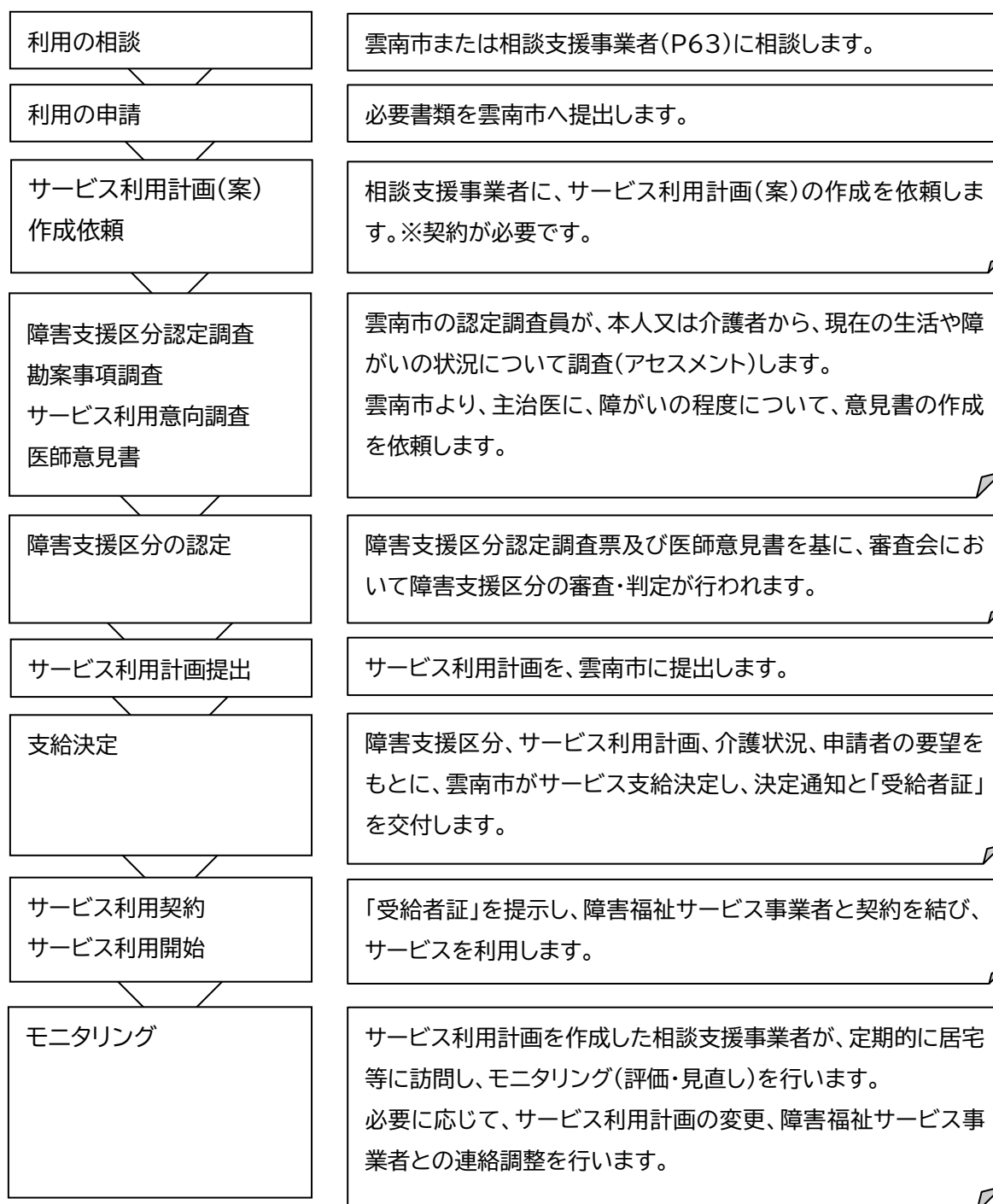
## IV. 障害福祉サービス等

### 1. サービス利用の流れ

障害者総合支援法に基づき、サービスを提供します。児童通所支援は、児童福祉法に基づき、サービスを提供します。なお、難病の方にも同様にサービスを提供します。

また、利用者負担は、世帯の市町村民税額及び利用者の収入等により決まります。

#### ○ サービス利用の流れ



**【注意事項】**

障害福祉サービス等を利用する場合は、事前に申請が必要です。事後申請は助成の対象となりませんのでご注意ください。

介護保険制度、医療保険制度等で同じ制度が利用できる場合は、その制度での給付が優先されます。

申請には、年金などの収入額がわかる書類が必要な場合があります。

## ○ 利用者負担額

サービスを利用したら、利用者の所得水準等に応じた費用負担が発生します。(負担上限月額)なお、利用施設における食費や光熱水費等は実費負担となります。(別途、軽減措置あり)

区分	対象者		上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯の人		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯	居宅で生活する障がい者(所得割16万円未満の障がい者世帯)及び20歳未満の施設入所者	9,300円
		居宅で生活する障がい児(所得割28万円未満の障がい児世帯)	4,600円
一般2	市町村民税課税世帯(一般1に該当する者を除く)		37,200円

※所得を判断する際の世帯の範囲

障がい者世帯:障がいのある人とその配偶者

障がい児世帯(18歳・19歳の施設入所者含む):住民基本台帳での世帯

※雲南市では、独自に利用者負担軽減措置を実施しています。

障害福祉サービスと地域生活支援事業をあわせて利用した場合の負担合計額については、上限を設定します。

## ○ 高額障害福祉サービス等給付費

障がいのある18歳以上の方と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額(介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む)の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。(償還払い)

障がい児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを合わせて利用している場合で、利用者負担額を合算した額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます。(償還払い)

※世帯に障がい児が複数いる場合でも、合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。(償還払い)

同一の世帯に障害福祉サービスを利用する障がい者等が複数いる場合や、障害福祉サービスと介



介護保険法に基づく居宅サービス等を併用する障がい者等がいる場合などで、利用者負担額の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費が支給され、負担が軽減されます。

65歳以上になるまでに5年間引き続き介護保険サービスに相当する障害福祉サービス(※1)の支給決定を受けていた方で、一定の要件★を満たす場合は、介護保険移行後に利用した障害福祉サービスに相当する介護保険サービス(※2)の利用者負担額が償還されます。

※1 居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所

※2 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護

★要件(1)～(5)の全てに該当する方

(1) 65歳に達する日前5年間引き続き、対象の障害福祉サービス(※1)の支給決定を受けており、介護保険移行後、対象の介護保険サービス(※2)を利用している。

(2) 利用者及び配偶者が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度(65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合にあっては、前年度)において市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であった。

(3) 利用者が65歳に達する日の前日において障害支援区分2以上であった。

(4) 対象の介護保険サービス(※2)を利用した月の属する年度(4月から6月までの場合にあっては、前年度)において、利用者及び配偶者が市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であった。

(5) 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付(介護保険サービス)を受けていない。

対象の介護保険サービス(※2)の平成30年4月以降利用分の利用者負担額介護保険制度における高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス費の対象となる場合は、支給後の利用者負担額が対象となります。そのため、高額障害福祉サービス等給付費の支給は、介護保険制度による償還の決定後となります。

ただし、自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障がい児入所医療に係る利用者負担については、合算の対象外とされています。

## 2. 相談支援サービス

障害支援区分の認定は不要です。

種類	サービスの概要
計画相談支援	自立した生活の実現のために、サービス利用計画の作成、定期的なモニタリングを実施します
地域移行支援	障がい者施設等に入所している障がいのある方、または精神科病院に入院している精神障がいのある方に、地域生活に移行するための相談と支援を行います(支給開始から6カ月以内)
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院した障がいのある方、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある方に対し、地域での生活を安定させるため、連絡体制を確保し、相談支援を実施します。(支給開始から1年以内)

## 3. 介護給付

「介護給付」とは、障がい程度が一定以上の方へ生活上または療養上の必要な介護を行います。障害支援区分の認定が必要であり、区分に応じて使えるサービスや支給量が決まります。

サービスの名称	サービスの内容
ア)訪問系サービス－在宅で利用する訪問や通所のサービス	
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、身体介護(入浴や排せつ、食事等の介助)、家事援助(調理や洗濯、掃除等の援助)、通院等介助(通院や官公署等での手続きのための移動の介助)等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な支援を実施するほか、あわせて身体介護が必要な場合には外出時の移動介助などを実施します。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動に際して生じる危険回避のための援護などを行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要な程度が非常に高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
イ)日中活動系サービス－通所施設や入所施設で昼間の活動を支援するサービス	
短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療の必要な障がいのある方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、介護などを行います。

サービスの名称	サービスの内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。
ウ)居住系サービス－入所施設などで住まいの場としてのサービス	
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

#### 4. 訓練等給付

「訓練等給付」とは、身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

障害支援区分の認定は不要です。

サービスの名称	サービスの内容
ア)日中活動系サービス－通所施設や入所施設で昼間の活動を支援するサービス	
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能の向上を訓練します。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力の向上を訓練します。
就労移行支援	就労を希望する人に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を実施します。
就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会や生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた人が、一人暮らしに移行した際に、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や臨時の対応により障がい者の自立を目指します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人について、就労の継続を図るため、企業や自宅を訪問し生活リズムや家計、体調の管理等の課題解決に向けて必要な支援を行います。
イ)居住系サービス－入所施設などで住まいの場としてのサービス	
共同生活援助 (外部サービス型)	日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している知的障がい者または精神障がい者に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。
共同生活援助 (介護サービス包括型)	日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している知的障がい者または精神障がい者に対し、地域の共同生活の場において、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

## 5. 児童通所支援

障害支援区分の認定は不要です。

種類	サービスの概要
児童発達支援	療育の必要性が認められた児童へ日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与及び集団生活への適応訓練を実施します。
医療型児童発達支援	肢体不自由児が医療型児童発達支援センター等で児童発達支援及び治療を実施します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練を継続的に実施します。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児や利用予定の障がい児に対して、その保育所等での集団生活適応のため、訪問による専門的な支援を実施します。

### <就学前の児童通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置について>

就学前の児童通所支援利用児童について、兄又は姉が保育所等に通園していること等を条件に第2子以降の当該児童に係る利用者負担を軽減する制度です。

#### ○ 対象者

①就学前の児童通所支援利用児童のうち、兄又は姉が保育所等に通う第2子以降の乳幼児。

※「保育所等」とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童通所支援事業所等を指します。

②世帯における市町村民税所得割合計額が77,101円未満である場合は、通所給付決定保護者と生計を同じくする兄姉(年齢問わず)の中で第2子以降の乳幼児。

### <幼児教育無償化について>

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間は、負担額が0円になります。

## 6. 地域生活支援事業

サービスの種類	内容	対象者
相談支援事業	障がい者(児)からの相談に応じ、必要な情報等の提供や、権利擁護のための必要な援助を行います。	在宅の障がい者や障がい児の保護者または介護を行う者等
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者を対象に費用を補助します。	生活保護法の規定による扶助を受けている者。市町村民税非課税で後見人等に対する報酬の支払いが困難な者

サービスの種類	内容	対象者
コミュニケーション支援事業 (意思疎通支援事業)	手話通訳者を設置し、聴覚に障がいのある方の意思疎通の支援を行います。	聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者(児)について、外出のための介助を行います。	屋外での移動に介助が必要な障がい者
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供します。	自宅での入浴が困難な障がい者
日中一時支援事業	障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障がい者(児)の日中の一時預かりを行います。	家族等の都合により、日中の一時預かりが必要な障がい者(児)
地域活動支援センター事業	在宅の障がい者に対し、通所による創造的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供します。	在宅の障がい者
自動車運転免許取得費助成事業	身体障がい者が運転免許を取得した場合に、経費の一部を助成する事業です。	身体障がい者
自動車改造費助成事業	身体障がい者自身が所有し、運転する自動車の操向装置等を改造した場合に、経費の一部を助成する事業です。	運転免許の条件に「改造」の旨が記載されている身体障がい者
移動補助用具支援事業	身体障がい者が自家用リフト付き自動車の購入・改造及び簡易移乗用具を購入する費用の一部を助成する事業です。	身体障がい者であって、下肢または体幹機能障がい2級以上の者
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している者に、社会復帰の促進を図るため更生訓練費を支給します。	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している者
施設入所者就職支度金給付事業	施設に入所、通所している者が訓練を終了し、または就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給します。	施設に入所、通所している者が訓練を終了し、または就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者
知的障がい者職親委託制度事業	知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に一定期間預け、生活指導及び技術習得訓練などを行います。	知的障がい者

## 7. 補装具・日常生活用具

### (1) 補装具

身体障がい者・難病患者等(政令で定める疾病に限る)に対し、身体の失われた機能や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする補装具の購入または修理にかかる費用の一部を支給します。原則として費用の1割負担です。

※ただし、障がい者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合(本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合)には補装具費の支給対象外となります。

**☆この制度を利用する場合は、購入前に必ず雲南市長寿障がい福祉課または総合センター市民福祉課にご相談ください。**

支給には、事前に申請をする必要があります。すでに購入したものは申請できません。

○ 申請手続

申請には医師の意見書が必要な場合があります。必要に応じて島根県立心と体の相談センターの判定を受けていただきます。(県より委託を受けた病院にお出かけいただきます。)

障害名	補装具名
視覚障がい	視覚障がい者用安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、(以下障がい児に限る)座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
肢体不自由および音声言語機能障がい	重度障害者用意思伝達装置

(2)日常生活用具

在宅の重度障がい者・難病患者等(政令で定める疾病に限る)に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。原則として用具費用の1割負担です。用具により給付条件が定められています。また、在宅の方に限ります。

**※購入前に必ず雲南市長寿障がい福祉課または総合センター市民福祉課にご相談ください。**

種目	対象障がい	給付条件	耐用年数	基準額
特殊寝台	下肢・体幹	2級以上(18歳以上に限る)	5年	154,000円
	難病患者等	寝たきりの状態にある者		
特殊マット	下肢・体幹	1級(18歳未満は2級以上、3歳以上に限る)	5年	19,600円
	知的障がい	重度(3歳以上に限る)		
	難病患者等	寝たきりの状態にある者		

種目	対象障がい	給付条件	耐用年数	基準額
特殊尿器	下肢・体幹	1級で常時介護を要する者(学齢児以上に限る)	5年	67,000円
	難病患者等	自力で排尿できない者		
入浴担架	下肢・体幹	2級以上で入浴に介助を要する者(3歳以上に限る)	5年	82,400円
体位変換器	下肢・体幹	2級以上で下着交換等に介護を要する者(学齢児以上に限る)	5年	15,000円
	難病患者等	寝たきりの状態にある者		
移動用リフト	下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る)	下肢・体幹2級以上、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る)3級以上(3歳以上に限る)	4年	159,000円
	難病患者等	下肢又は体幹機能に障害のある者		
訓練いす	下肢・体幹	2級以上(3歳以上18歳未満に限る)	5年	33,100円
訓練用ベッド	下肢・体幹	2級以上(学齢児以上18歳未満に限る)	8年	159,200円
	難病患者等	下肢又は体幹機能に障がいのある者		
入浴補助用具	下肢・体幹・難病患者等	入浴に介助を要する者(3歳以上に限る)	8年	90,000円
便器	下肢・体幹	2級以上(学齢児以上に限る)	8年	4,450円 (手すり付 5,400円)
	難病患者等	常時介護を要する者		
T字状・棒状つえ	下肢	つえを使用することにより歩行し得る者	3年	3,000円 (夜光材付 4,200円)
移動・移乗支援用具	平衡・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障害に限る)	3級以上で家庭内の移動等に介助を要する者(3歳以上に限る)	8年	60,000円
	難病患者等	下肢が不自由な者		

種目	対象障がい	給付条件	耐用年数	基準額
頭部保護帽	平衡・下肢・体幹	2級以上	3年	①スポンジ・革を主材料 15,200円 ②スポンジ・革・プラスチックを主材料 36,750円 (レイト 80%以内)
	知的・精神障がい	重度であっててんかんの発作等により頻繁に転倒する者		
特殊便器	上肢	2級以上(学齢児以上に限る)	8年	151,200円
	知的障がい	重度であって自ら排便後の処理が困難な者(学齢児以上に限る)		
	難病患者等	上肢機能に障がいのある者		
火災警報機	身体障がい	2級以上で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯	8年	15,500円
	知的障がい	重度		
自動消火器	身体障がい	2級以上で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯	8年	28,700円
	知的障がい	重度		
	難病患者	火災発生の感知及び非難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯		
電磁調理器	視覚障がい	2級以上で視覚障がい者のみの世帯(18歳以上に限る)	6年	41,000円
	知的障がい	重度(18歳以上に限る)		
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい	2級以上(学齢児以上に限る)	10年	7,000円
聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい	2級以上で聴覚障がい者のみの世帯で日常生活上必要と認められる世帯(18歳以上に限る)	10年	87,400円
透析液加温器	じん臓機能障がい	3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流による透析療法を行う者(3歳以上に限る)	5年	51,500円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障がい	3級以上または同程度の身体障がい者が必要と認められる者(学齢児以上に限る)	5年	36,000円
	難病患者等	呼吸器機能に障がいのある者		



種目	対象障がい	給付条件	耐用年数	基準額
電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい	3級以上または同程度の身体障がい者が必要と認められるもの(学齢児以上に限る)	5年	56,400円
	難病患者等	呼吸器機能に障がいのある者		
酸素ボンベ運搬車	身体障がい	医療保険における在宅酸素療法を行う者(18歳以上に限る)	10年	17,000円
視覚障がい者用体温計(音声式)	視覚障がい	2級以上で視覚障がい者のみの世帯(学齢児以上に限る)	5年	9,000円
視覚障がい者用体重計	視覚障がい	2級以上で視覚障がい者のみの世帯(18歳以上に限る)	5年	18,000円
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	難病患者等	人工呼吸器の装着が必要な者	5年	157,500円
携帯用会話補助装置	音声・言語・肢体不自由	発声・発語に著しい障がいがある者(学齢児以上に限る)	5年	98,800円
情報・通信支援用具	上肢・視覚障がい	2級以上で文字を書くことが困難な者(学齢児以上に限る)	6年	100,000円
点字ディスプレイ	視覚及び聴覚の重度重複障がい	視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級以上であって必要と認められる者(18歳以上に限る)	6年	383,500円
点字器	視覚障がい	2級以上	標準型 7年 携帯用 5年	【標準型】 ①32マス18行両面書 真鍮板製 10,400円 ②32マス18行両面書 プラスチック製 6,600円 【携帯用】 ③32マス4行片面書 アルミウム製 7,200円 ④32マス4行片面書 プラスチック製 1,650円
点字タイプライター	視覚障がい	2級以上で本人が就労若しくは就学しているかまたは見込まれる者	5年	63,100円
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい	2級以上(学齢児以上に限る)	6年	①録音再生機 85,000円 ②再生専用機 35,000円

種目	対象障がい	給付条件	耐用年数	基準額
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい	2級以上(学齢児以上に限る)	6年	99,800円
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい	本装置により文字等を読むことが可能になる者(学齢児以上に限る)	8年	198,000円
視覚障がい者用時計	視覚障がい	2級以上(18歳以上に限る、音声式は手指の触覚に障がいがある等触読式の使用が困難な者)	10年	①触読式 10,300円 ②音声式 13,300円
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい	聴覚または発声・発語に著しい障がいがある者でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(学齢児以上に限る)	5年	71,000円
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい	本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6年	88,900円
人工喉頭	音声・言語・そしやく機能障がい	喉頭摘出者	①笛式 4年 ②電動式 5年	①笛式 5,000円 (気管カニューレ付 8,100円) ②電動式 70,100円
福祉電話(貸与)	身体障がい	2級以上の聴覚障がい者または外出が困難な身体障がい者でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者またはファックス被貸与者で障がい者のみの世帯(18歳以上に限る)	-	83,300円
ファックス(貸与)	聴覚・音声・言語機能障がい	3級以上でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で電話によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯(18歳以上に限る)	-	7,700円
視覚障がい者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障がい	点字図書館等に設置することにより共同利用する(学齢児以上に限る)	-	1,030,000円

種目	対象障がい	給付条件	耐用年数	基準額
点字図書	視覚障がい	主に情報の入手を点字によって行っている者	—	—
人工内耳外部装置	聴覚障がい者であって、人工内耳を装用し5年が経過している者	人工内耳外部装置であって、障がい者が容易に使用し得るもの 用具の支給において医療保険の適用を受けられないものに限る	5年	200,000円
人工内耳用電池	聴覚障がい者であって、人工内耳を装用している者	人工内耳外部装置用の電池として、障がい者が容易に使用し得るもの ア 専用電池 イ 専用充電池 (専用電池と専用充電池及び充電器の併用は不可)	—	ア 2,500円/月 イ 20,300円/年
人工内耳用充電器	聴覚障がい者であって、人工内耳を装用している者	人工内耳外部装置用電池の充電器として、障がい者が容易に使用し得るもの(専用電池と専用充電池及び充電器の併用は不可)	3年	30,000円
人工内耳用イヤーマールド	聴覚障がい者であって、人工内耳を装用している者、かつ、イヤーマールドの使用が必要と認められる者	人工内耳外部装置用イヤーマールドとして、障がい者が容易に使用し得るもの	—	9,000円
視覚障がい者用地デジタル対応型ラジオ	視覚障がい2級以上	テレビ音声放送を受信できる機能を有し、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年	29,000円
ストマ用装具	ぼうこう・直腸機能障がい	ストマ用装具が必要と認められる者(施設入所者を含む)	—	(1か月分) 蓄便袋 8,600円 蓄尿袋 11,300円
紙おむつ	身体障がい	ストマ用装具を装着することができないぼうこう・直腸機能障がい者、排尿排便の意思表示が困難な者で紙おむつの使用が必要と認められる者(3歳以上に限る。施設入所者を含む)	—	(1か月分) 12,000円

種目	対象障がい	給付条件	耐用年数	基準額
収尿器	ぼうこう・直腸機能障がい	必要と認められる者	1年	<b>【男性用】</b> 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 <b>【女性用】</b> 普通型 8,500円 簡易型 5,900円
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る)	3級以上(ただし、特殊便器への取替えの場合は上肢2級以上)	-	200,000円
	難病患者等	下肢又は体幹機能に障がいのある者		

## 8. その他

### (1)精神障がい者通院医療費助成および通院交通費助成

精神疾患の治療のため医療機関へ通院した際の医療費および交通費の一部を助成します。

#### ○ 対象者

雲南市に住所を有する自立支援医療費(精神通院医療)受給者  
(交通費助成については市内居住者に限ります。)

#### ○ 助成の額

医療費については、精神通院医療の自己負担額の3/4

交通費については、通院のため利用した公共交通機関に係る交通費の1/2(上限5,000円/月。自家用車で通院した場合もこれに準じます)。ただし、通院に関し、入所施設等の送迎や他の公的扶助を受けている場合には支給されません。

### (2)重度障がい児等医療費助成

重度障がい児(者)に対し、医療費の一部を助成します。

#### ○ 対象者

自立支援医療の育成医療及び更生医療受給者、または継続的に相当額の医療費負担が必要な更生医療対象者

○ 助成の額

更生医療…更生医療の自己負担額の1/2

育成医療…育成医療の自己負担額から次の額を控除した額

入院の場合、月2,000円、通院の場合、月1,000円

(3)人工透析患者通院費支給

通院により人工透析を受ける身体障がい者に対し、交通費の一部とその証明に係る文書料を助成します。

○ 対象者

じん臓機能障がい者であり、現に通院により人工透析(血液透析)を受けている者。ただし、次のいずれかに該当する場合は支給されません。

ア)前年の所得に対し、所得税が課税されているとき

イ)医療機関の送迎等を受けているとき

ウ)通院に関し、他の公的扶助を受けているとき

エ)雲南市内に居住していないとき

○ 助成の額

通院のため利用した公共交通機関に係る交通費の1/2。ただし、自家用車で通院した場合もこれに準じます。また、この証明に係る文書料も助成します。

(4)ストマ用装具購入費助成

ストマ用装具を購入する費用の一部を助成します。この制度を利用する前に必ず日常生活用具支給事業により助成を受けた上で、この制度を利用してください。

○ 対象者

日常生活用具支給事業によりストマ用装具の支給を受けた者

○ 助成の額

日常生活用具支給事業で定められている自己負担額の1/2

## V. 助成・手当・年金等

### 1. 外出を支援するサービス

#### (1) 福祉タクシー利用料金助成事業

外出することが困難な在宅生活者に、タクシー料金の一部を助成します。

対象者	雲南市民であって、介護保険要介護認定を受けた65歳以上の方、または身体障害者手帳の交付を受けている方や特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方のうち、リフト付タクシーやストレッチャー付タクシーを使用する必要があると認められた在宅で生活している方。
助成金額	1枚500円の福祉タクシー利用券を交付します ①リフト付タクシー利用者 60枚/年(3万円分) ②ストレッチャー付タクシー利用者 120枚/年(6万円分)
利用券の使用方法	市と契約したタクシー事業者または福祉有償運送事業者の福祉タクシーで、運賃を超えない範囲で利用券を使用できます。(福祉タクシー利用券が使用できる事業者は下記「福祉タクシー事業者」一覧をご覧ください。)
申請窓口	健康福祉部長寿障がい福祉課 または 各総合センター市民福祉課

※次に記載する利用においては、助成の対象になりません。(利用券は使えません。)

1. 社会福祉施設及び介護保険施設の転所に利用する場合
2. 社会福祉施設又は介護保険施設の入退所の際、その施設が送迎を実施する場合

#### ○ 福祉タクシー事業者一覧

事業者名	所在地	車種	電話番号
(有)ハローサービス	雲南市	車いす対応車、リクライニング	0854-45-3180
福祉タクシーかごや	雲南市	兼用車(※1)	090-1936-5868
福祉タクシーきらり	雲南市	兼用車(※1)	090-6435-2203
福祉タクシーのたけだ	雲南市	兼用車(※1)	090-1013-4165
日本交通(株)	松江市	兼用車(※1)	0852-21-5127
(株)コスモス	松江市	車いす対応車	0852-24-1516
せいきょう介護タクシー	松江市	車いす対応車	0852-20-2021
出雲一畑交通(株)	出雲市	車いす対応車、兼用車(※1)	0853-21-1144

事業者名		所在地	車 種	電話番号
(有)谷本ハイヤー		出雲市	車いす対応車、兼用車(※1)、ストレッチャー対応車	0853-21-1051
活き活き介助福祉タクシー		出雲市	車いす対応車	0853-31-7336
福祉タクシーチェリーサポート		出雲市	兼用車(※1)	0853-23-3919
ケアタクシーそら		出雲市	車いす対応車	080-3606-4560
介護・福祉タクシーいるか		出雲市	兼用車(※1)	090-8061-9813
介護福祉タクシーたたの		出雲市	兼用車(※1)	080-5627-5683
福祉有償運送 ※2	NPO法人ほっと大東	雲南市	車いす対応車、兼用車	0854-43-8008
	NPO法人未来の華	雲南市	車いす対応車	0854-62-1880
	NPO 法人彩	雲南市	車いす対応車	0854-49-6121

※1 「兼用車」とは、車いす及びストレッチャーの両方に対応する車です。

※2 福祉有償運送制度に基づく運行を利用するには福祉有償運送判定委員会で認定され登録を受ける必要があります。また、利用できる運行の区域や料金設定も一般タクシーとは異なります。詳しくは、次の「(3)福祉有償運送制度」をご覧ください。

## (2)視覚障がい者タクシー利用料金助成事業

公共交通機関の利用が難しい視覚障がいのある方の社会参加を促進するため、タクシーの利用料金を助成します。

### ○ 対象となる方

身体障害者手帳の視覚障がい1級または2級に該当する方で、市内に在宅で生活されている方

### ○ 助成の内容

1枚500円のタクシー利用券を年間20枚交付します。

タクシー料金は障がい者割引後の額とし、1回の乗車に使える枚数の上限はありません。ただし、利用券の使用は市内タクシー業者に限ります。

### (3)福祉有償運送制度

介護認定を受けている方などで、他人の介助がなくては移動することが困難な方に、NPO法人等が出発地または到着地の区域を限定して移送されるサービスです。

対象者	<p>下記のいずれかに該当する方のうち、他人の介助がなくてはタクシー等の公共交通機関を利用することが困難であると認められる方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①身体障害者手帳の交付を受けている方</li> <li>②要介護または要支援の認定を受けている方</li> <li>③その他肢体不自由、内部障がいなどを有する方</li> </ul>
サービス 実施法人等	<p><u>NPO法人 ほっと大東</u> 大東町を出発地または到着地とする移送の場合にご利用いただけます</p>
	<p><u>NPO法人 未来の華</u> 雲南市を出発地または到着地とする移送の場合にご利用いただけます</p>
	<p><u>NPO法人 彩(いろどり)</u> 雲南市を出発地または到着地とする移送の場合にご利用いただけます</p>
利用料金	<p>下記①②③の合計額となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①基本料金 20km未満:200円(20km以上:400円)</li> <li>②距離制 1kmごとに150円</li> <li>③待機時間 30分ごとに500円(受診中の待機などがあつた場合に発生します)</li> </ul>
相談窓口	<p>ONPO 法人 ほっと大東(0854-43-8008) ONPO 法人 未来の華 (0854-62-1880) ○特定非営利活動法人 彩(0854-49-6121) ※サービスの利用には、サービスを実施する NPO 法人の会員登録が必要です。</p>



#### (4)高齢者等のバス・タクシー利用料金助成事業

自動車の運転ができないため外出が困難な高齢者や障がい者が、通院や買い物などで外出される際の支援をする制度です。市民バスやタクシーで使える優待乗車券を交付し、お使いいただくことで市民バスやタクシーを利用する際の費用負担を軽減します。

<p>対象者</p>	<p>雲南市民で、普通自動車運転免許を持たない方のうち、次のいずれかに該当する方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①65歳以上の方</li> <li>②身体障害者手帳の交付を受けている方</li> <li>③児童養護施設、知的障害児施設などの児童福祉施設の料金割引証の交付を受けている方</li> <li>④療育手帳の交付を受けている方</li> <li>⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方</li> <li>⑥特定疾患医療受給者証の交付を受けている方</li> <li>⑦戦傷病者手帳の交付を受けている方</li> </ul> 
<p>優待乗車券 交付価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 100円券10枚綴 500円</li> <li>② 500円券10枚綴 2,500円</li> </ul>
<p>有効期限</p>	<p>令和5年3月31日まで（払い戻しはできません。）</p>
<p>交付上限</p>	<p>券面額で年度内36,000円分(交付額で18,000円)</p>
<p>交付を受ける 方法</p>	<p><b>【資格認定申請】</b> 資格認定申請をしてください。対象者(購入・使用できる方)かどうか確認しますので次の確認書類のいずれかをお持ちください。</p> <p>●確認書類 健康保険被保険者証など65歳以上であることを確認できる書類、 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、 戦傷病者手帳、児童福祉施設の料金割引証、特定疾患医療受給者証</p> <p>※対象者の確認ができた方には資格証を交付します。 ※対象者の確認は、毎年度行います。 ※対象者本人の上記確認書類をお持ちになれば代理の方でも手続きいただけます。</p> <p><b>【優待乗車券の交付】</b> 資格証をお持ちのうえ交付を受けてください。 (券面額の半額で交付します。) ※対象者本人の資格証をお持ちになれば代理の方でも交付を受けていただけます。</p>
<p>優待乗車券 が使用できる バス・タクシー</p>	<p>雲南市民バス(200円)、だんだんバス(300円)、 だんだんタクシー(300円)、タクシー(1,500円)</p> <p>( )内は1回の使用上限額</p> <p>※優待乗車券が使用できるタクシー 大東タクシー、ヤマカドタクシー、加茂タクシー、三葉タクシー、 ハローサービス、掛合タクシー、福祉タクシーかごや 福祉タクシーきらり、福祉タクシーのたけだ</p>

交付窓口	資格証 及び 優待乗車券	優待乗車券
	雲南市役所 長寿障がい福祉課	幡屋交流センター
	大東総合センター 市民福祉課	佐世交流センター
	加茂総合センター 市民福祉課	海潮交流センター
	木次総合センター 市民福祉課	鍋山交流センター
	三刀屋総合センター 市民福祉課	中野交流センター
	吉田総合センター 市民福祉課	吉田交流センター
	掛合総合センター 市民福祉課	田井交流センター
		多根交流センター
	入間交流センター	

## 2. 福祉手当制度

### (1) 重度障害者等介護手当

重度の障がいがある方を在宅で常時介護する方へ手当を支給します。

#### ○ 対象者

次の①～③のいずれかに該当し、かつ、障がいの種別ごとに下記の基準を満たす方です。申請時に障がいの状態について調査を行います。

- ①身体障害者手帳1, 2級の交付を受けている方
- ②療育手帳Aの交付を受けている方
- ③その他市長が必要と認める者(「障害児福祉手当該当の障がい児」など)

#### 【重度障害者等介護手当支給対象者認定基準】

##### ○身体障がい者

食事、排せつ、入浴、移動の日常生活動作4項目のうち、3項目以上について、全介助を必要とする程度、またはこれに準ずる程度であること。

##### ○知的障がい者

下表左欄の日常生活動作等の6項目について、右欄の支援度合に3項目以上あてはまる程度、あるいは強い行動障がいをもつ程度であること。またはこれに準ずる程度であること。

日常生活動作等	支援度合
食事	全介助または一部介助を必要とする
排せつ	全介助または一部介助を必要とする
入浴	全介助または一部介助を必要とする
移動	全介助または一部介助を必要とする
健康管理	全面的な支援を必要とする
金銭管理	全面的な支援を必要とする

ただし、重度障がい者等が次のいずれかに該当するときは手当は支給されません。

- ①雲南市内に住所を有さない
- ②入院して3か月以上経過したとき
- ③40歳以上で介護保険の対象となるとき
- ④生活保護法に基づく保護を受けているとき

○ 手当の額・支払い

手当は、所得税非課税世帯は月額6,000円、所得税課税世帯は月額5,000円です。  
手当の支払は、3月、7月、11月に、それぞれの月の分までをまとめて支給します。

○ 申請に必要な書類等

- ①雲南市重度障害者等介護手当認定請求書(指定の様式があります。)
- ②重度障害者等介護手当支給対象者認定基準および調査書(指定の様式があります。)

## (2)特別障害者手当

20歳以上で著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方に支給されます。手当は障がい者本人へ支給されます。

○ 支給資格

障がいの程度が次のいずれかに該当する場合に支給されます。障がいの該否は診断書に基づき判定医の審査により決定されます。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所有の有無は問いません。年金を受給していても併給できます。

- ①次表の障がい(身体障害者手帳ではおおむね1～2級)が2つ以上ある。
- ②次表の障がい1つあり、その他に次表に記載されているより軽い障がい2つ以上ある。
- ③肢体、内部(心臓、じん臓、呼吸器等)、精神のうち1つの障がいがあり、それが政令で定める最重度の障がいの程度である。

1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障がいをもつもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつもの
4. 両下肢の機能に著しい障がいをもつもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5. 体幹の機能に座していることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをもつもの
6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7. 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの  
(備考)視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定をする。

ただし、上記の障がいの程度に該当する場合でも、次のいずれかに該当する方には手当は支給されません。

- ①社会福祉施設等へ入所しているとき
- ②病院・老人保健福祉施設等に継続して3か月を超えて入院しているとき
- ③本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が法令で定める限度額を超えるとき

○ 手当の額・支払い

手当は月額27,300円です。(手当の額は改定されることがあります)

手当の支払は、2、5、8、11月に、それぞれの前月までの手当をまとめて支払います。

○ 申請に必要な書類等

- ①特別障害者手当認定請求書(指定の様式があります。)
- ②特別障害者手当所得状況届(指定の様式があります。)
- ③特別障害者手当認定診断書(指定の様式があります。障がいの種類により異なります。)
- ④請求者本人が受給する公的年金等の収入額のわかるもの(振込決定通知書、預貯金通帳等)
- ⑤請求者本人名義の預貯金口座のわかるもの(預貯金通帳等)
- ⑥印鑑

※この他に本人またはご家族の市町村民税課税証明書等が必要となる場合があります。

### (3)特別児童扶養手当

重度の障がいがある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方(以下「請求者」といいます)に支給されます。障がいの程度により、1級(重度)と2級(中度)に分けられます。手当は請求者へ支給されます。

○ 受給資格

障がいの程度が次表に該当する場合に支給されます。障がいの該否は診断書に基づき判定医の審査により決定されます。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所有の有無は問いません。

【1級】

1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの
2. 両耳の聴覚レベルが100デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障がいをも有するもの
4. 両上肢のすべての指を欠くもの
5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをも有するもの
6. 両下肢の機能に著しい障がいをも有するもの
7. 両下肢の足関節以上で欠くもの
8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをも有するもの
9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10. 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11. 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

【2級】

1. 両眼の視力の和が0.08以下のもの
2. 両耳の聴覚レベルが90デシベル以上のもの
3. 平衡機能に著しい障がいをも有するもの
4. そしゃくの機能を欠くもの
5. 音声又は言語機能に著しい障がいをも有するもの
6. 両上肢の親指及び人差し指又は中指を欠くもの
7. 両上肢の親指及び人差し指又は中指の機能に著しい障がいをも有するもの
8. 一上肢の機能に著しい障がいをも有するもの
9. 一上肢のすべての指を欠くもの
10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障がいをも有するもの
11. 両下肢のすべての指を欠くもの
12. 一下肢の機能に著しい障がいをも有するもの
13. 一下肢の足関節以上で欠くもの
14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをも有するもの
15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16. 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17. 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

ただし、上記の障がいの程度に該当する場合でも、次のいずれかに該当する場合には手当は支給されません。

- ① 児童が肢体不自由児施設や知的障がい児施設などの施設に入所しているとき
- ② 児童が障がいを事由とする年金を受けているとき
- ③ 請求者、配偶者、扶養義務者の前年の所得が法令で定める限度額を超えるとき

○ 手当の額・支払

手当は、1級は月額52,400円、2級は月額34,900円です。(手当の額は改定されることがあります)

手当の支払は、4、8、11月に、それぞれの前月まで(11月は当月まで)の手当をまとめて支払います。

○ 申請に必要な書類等

①特別児童扶養手当認定請求書(指定の様式があります。)

②特別児童扶養手当認定診断書(指定の様式があります。障がいの種類により異なります。身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの場合は、省略できる場合があります。)

③戸籍謄本または抄本(請求者と児童が記載されたもの)

④住民票(世帯全員の続柄が記載されたもの)

⑤所得状況等の確認に関する同意書(指定の様式があります。)

⑥特別児童扶養手当振込先口座申出書(指定の様式があります。振込先口座は請求者本人名義のものに限ります。)

⑦請求者本人名義の預貯金通帳

⑧印鑑

※この他に本人またはご家族の市町村民税課税証明書等が必要となる場合があります。また、請求者が児童と別居している場合などには、この他にも書類の提出が必要となります。

#### (4)障害児福祉手当

20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする方に支給されます。手当は児童本人へ支給されます。

○ 受給資格

障がいの程度が次表に該当する場合に支給されます。障がいの該否は診断書に基づき判定医の審査により決定されます。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所有の有無は問いません。児童の養育者が特別児童扶養手当を受給している場合にも併給できます。(特別児童扶養手当の1級のうち、最重度の場合に該当します。)

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 両眼の視力の和が0.02以下のもの</li><li>2. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも</li><li>3. 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの</li><li>4. 両上肢のすべての指を欠くもの</li><li>5. 両下肢の用を全く廃したもの</li><li>6. 両大腿を2分の1以上失ったもの</li><li>7. 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの</li><li>8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</li><li>9. 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li><li>10. 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が</li></ol> |
|--|

前各号と同程度以上と認められる程度のもの  
 (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定をする。

ただし、上記の障がいの程度に該当する場合でも、次のいずれかに該当する方には手当は支給されません。

- ① 児童が肢体不自由児施設や知的障がい児施設などの施設に入所しているとき
- ② 児童が障がいを自由とする年金を受けているとき
- ③ 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が法令で定める限度額を超えるとき

○ 手当の額・支払

手当は月額14,850円です。(手当の額は改定されることがあります)  
 手当の支払は2、5、8、11月に、それぞれの前月までの手当をまとめて支払います。

○ 申請に必要な書類等

- ① 障害児福祉手当認定請求書(指定の様式があります。)
- ② 障害児福祉手当所得状況届(指定の様式があります。)
- ③ 障害児福祉手当認定診断書(指定の様式があります。障がいの種類により異なります。)
- ④ 請求者本人(児童本人)名義の預貯金口座のわかるもの(預貯金通帳等)
- ⑤ 印鑑

※この他に本人またはご家族の市町村民税課税証明書等が必要となる場合があります。

## (5) 児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていないひとり親家庭の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までのあいだにある児童、または20歳未満で一定の障がい状態にある児童)を養育するひとり親に支給されます。

特別児童扶養手当および障害児福祉手当との併給も可能です。

また、令和3年3月より、障害年金を受給しているひとり親家庭について、障害年金との併給も可能となりました。

ただし、児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所している場合などには手当を受けることはできません。

○ 手当の額

受給者本人または受給者と生計を同じくする扶養義務者の所得に応じて次表のとおり手当の額が異なります。所得が一定以上である場合には手当の一部または全部が支給されません。

\*令和4年4月現在

区分	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	43,070円	53,240円	59,340円
一部支給	43,060円～ 10,160円	53,220円～ 15,250円	59,310円～ 18,300円

※児童が4人以上のときは、1人増えるごとに下記のとおり支給されます。

全部支給:6,110円を加算した額

一部支給:所得に応じて6,100円～3,060円を加算した額

※一部支給額は所得額に応じて、10円きざみの額となります。

※手当額は全国消費者物価指数の動向に合わせて改定されます。

○ 問い合わせ先

雲南市役所 子ども政策局 子ども家庭支援課 電話:0854-40-1067

### 3. 障害年金・心身障がい者扶養共済

#### (1) 障害基礎年金

国民年金加入中に、病気やけがで障害が残ったとき、または20歳前に障害の状態になった場合に支給される年金です。

次の3つの条件がそろえば支給されます。

※本章中「障害」の表記は、日本年金機構ホームページに準じ、「障害」に統一しています。

1. 初診日(その障害の原因となった病気やけがで、一番最初に医療機関にかかった日)において、国民年金の被保険者であるとき。または、国民年金の被保険者であった方が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき。
2. 障害の程度が、障害認定日(初診日から起算して1年6か月経過した日、または1年6か月以内に症状が固定したときはその日)において国民年金法に定める1級、2級程度であること。
3. 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料の滞納期間が3分の1以上ないこと。または、初診日が令和8年(2026年)4月1日より前にあるときは、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がないこと。

※なお、20歳前に初診日がある場合には、20歳になったときに国民年金法に定める1級、2級程度であれば、障害基礎年金が支給されます。ただし、本人の所得による制限があります。

障害の程度は等級ごとに概ね次のとおりです。身体障害者手帳の等級とは基準が異なります。

○ 障害等級の例

1級	両上肢または両下肢の機能に著しい障がいをもつもの、両眼の視力の和が0.04以下のもの、両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 等
2級	1上肢または1下肢の機能に著しい障害をもつもの、両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの、両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 等

○ 年金の額

令和4年度の額は次のとおりです。なお、18歳到達年度の末日までにある子(障害者は20歳未満)がいる場合は、子の人数によって年金額に加算されます。

障害基礎年金 障害等級1級	年額:972,250円 +子の加算額
---------------	--------------------



障害基礎年金 障害等級2級	年額:777,800円 +子の加算額
---------------	--------------------

○ 問い合わせ先

雲南市役所 市民環境部 市民生活課 生活グループ 電話:0854-40-1031  
 松江年金事務所 電話:0852-23-9540

(2)障害厚生年金

厚生年金の被保険者期間に初診日のある病気やけがで障害の状態になった場合に支給される年金です。

次の3つの条件がそろえば支給されます(基本的には障害基礎年金と同様です)。

※本章中「障害」の表記は、日本年金機構ホームページに準じ、「障害」に統一しています。

1. 初診日(その障害の原因となった病気やけがで、一番最初に医療機関にかかった日)において、厚生年金の被保険者であること。
2. 障害の程度が、障害認定日(初診日から起算して1年6か月経過した日、または1年6か月以内に症状が固定したときはその日)において厚生年金保険法に定める障がい等級に該当していること。
3. 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料の滞納期間が3分の1以上ないこと。または、初診日が令和8年(2026年)4月1日より前にあるときは、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がないこと。

障害厚生年金は、障害の程度に応じて、1級、2級、3級があり、その他に障害手当金(一時金)があります。1級または2級の障害厚生年金を受けられるときは、障害基礎年金も併給されます。

○ 問い合わせ先

松江年金事務所 電話:0852-23-9540

【参考】障害年金等の請求先

障害年金等を請求する場合には、初診日に加入していた年金制度により請求先が以下のように異なります。詳しくは各請求先へお問い合わせください。

初診日に加入していた年金制度	請求する年金		請求先
国民年金	障害基礎年金	初診日が第1号被保険者期間にある場合	雲南市 (市民生活課)
		初診日が第3号被保険者期間にある場合	松江年金事務所
厚生年金	障害厚生年金		松江年金事務所
	障害基礎年金		
共済組合	障害共済年金		共済組合
	障害基礎年金		

### (3)心身障がい者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者に万一のこと(死亡・重度の障がい)があった場合、障がいのある方に年金が支払われる制度です。

次のいずれかの障がいがあり将来独立自活することが困難であると認められる心身障がい児(者)を扶養している65歳未満の方で、特別の疾病や障がいのない方が加入することができます。障がい児(者)本人の年齢は問いません。

1. 知的障がい
2. 身体障がい(身体障害者手帳(1～3級)をお持ちの方)
3. 精神又は身体に永続的な障がいのある方(上記1、2と同程度の障がいと認められる方)

#### ○ 掛金額

掛金は、加入者の加入時の年度の4月1日時点の年齢により、1口あたり次のとおりで、2口まで加入できます。また、掛金の免除・減免が受けられる場合があります。

加入時の年齢 (毎年度の4月1における年齢)	掛金(月額)
35歳未満	9,300円
35～39歳	11,400円
40～44歳	14,300円
45～49歳	17,300円
50～54歳	18,800円
55～59歳	20,700円
60～64歳	23,300円

#### ○ 支給額

加入者(保護者)が死亡または重度の障がいと認められた際に、障がいのある方に生涯にわたって次のとおり支給されます。

- 1口加入の方：月額20,000円(年額240,000円)
- 2口加入の方：月額40,000円(年額480,000円)

#### ○ 加入の手続き

新規加入の際には次の書類等を添えて、島根県障がい福祉課へ直接申込んでください。

- ①加入等申込書
- ②住民票の写し(※保護者および障がいのある方それぞれに必要です。)
- ③申込者(被保険者)告知書(※保護者の健康状態を告知する書類です。)
- ④心身障がい者の障がいの種類・程度を証明する書類(※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など)
- ⑤印鑑
- ⑥年金管理者指定届書(※障がいのある方が年金を管理することが困難な場合のみ。)
- ⑦口座振替申出書(通帳の表紙、見開きページのコピー)

#### ○ 問い合わせ先

島根県 健康福祉部 障がい福祉課 電話:0852-22-6686

## VI. 税・料の減免等

障がいのある方または障がい者を扶養している方は、障害者控除をはじめ、税制上のさまざまな特例を受けることができます。以下に掲載するもの以外にも、相続税や贈与税等においても特例を受けることができます。

(相続税、贈与税等については、大東税務署 電話:0854-43-2360 へお問い合わせください。)

### 1. 所得税の障がい者控除

本人または同一生計配偶者、扶養親族が障がい児(者)の場合、所得控除の加算があります。

控除名	対象者	控除額
障害者控除	身体障害者手帳 3～6級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2, 3級	1人につき27万円
特別障害者控除	身体障害者手帳 1～2級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1級	1人につき40万円

※上記控除の他に、特別障がい者と同居し扶養している場合は「同居特別障害者」の控除が適用されます。

※税制改正により控除額が変更になる可能性があります。

#### ○ 問い合わせ先

大東税務署 電話:0854-43-2360

### 2. 住民税の障がい者控除

本人、同一生計配偶者または扶養親族が障がい児(者)の場合、所得控除の加算があります。

控除名	対象者	控除額
障害者控除	身体障害者手帳 3～6級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2, 3級	1人につき26万円
特別障害者控除	身体障害者手帳 1～2級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1級	1人につき30万円

※上記控除の他に、特別障がい者と同居し扶養している場合は「同居特別障害者」の控除が適用されます。

※税制改正により控除額が変更になる可能性があります。

#### ◇ 住民税の非課税限度額

本人が障がい者で、前年の合計所得金額(退職所得を除く)が135万円以下の方については、住民税はかかりません。

○ 問い合わせ先

雲南市役所 市民環境部 税務課 電話:0854-40-1034

3. 自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税種別割・軽自動車税環境性能割

一定の要件を満たす自動車について、申請によって軽自動車税種別割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割・自動車税環境性能割が減免になります。

1人の身体障がい者等につき、軽自動車税種別割の減免と自動車税種別割の減免を重複して受けることは出来ません。

※自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割について  
 自動車の登録時が減免申請期限のため、登録後に申請されても減免を受けることが出来ません。自動車取得前に、減免を受けるための要件や申請期限など、詳しくは島根県東部県民センターへお問い合わせください。

○ 対象者

ア) 身体障害者手帳所持者

障がいの区分	身体障がい者本人が 運転する場合		当該身体障がい者と生計を一にする 者または身体障がいの方を常時介護 する方が運転する場合
	障がい等級		障がい等級
視覚障がい	1～3級、4級の1		1～3級、4級の1
聴覚障がい	2, 3級		2, 3級
平衡機能障がい	3級		3級
音声機能障がい	3級 (喉短射摘出による場合に限る)		
上肢不自由	1, 2級		1, 2級
下肢不自由	1～6級		1～3級
体幹不自由	1～3級、5級		1～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による 運動機能障がい	上肢機能	1, 2級 (一上肢のみの場合を除く)	1, 2級 (一上肢のみの場合を除く)
	移動機能	1～6級	1～3級 (一下肢のみの場合を除く)
心臓機能障がい	1, 3, 4級		1, 3, 4級
じん臓機能障がい	1, 3, 4級		1, 3, 4級
呼吸器機能障がい	1, 3, 4級		1, 3, 4級

障がいの区分	身体障がい者本人が 運転する場合	当該身体障がい者と生計を一にする 者または身体障がいの方を常時介護 する方が運転する場合
	障がい等級	障がい等級
ぼうこうまたは直腸 の機能障がい	1, 3, 4級	1, 3, 4級
小腸の機能障がい	1, 3, 4級	1, 3, 4級
ヒト免疫不全ウイル スによる免疫機能障 がい	1～3級	1～3級
肝臓機能障がい	1～4級	1～4級

イ)療育手帳A所持者

ウ)精神障害者保健福祉手帳1級所持者

エ)戦傷病者手帳の交付を受けている方で、一定の条件に該当する方

(一定の条件については、市民環境部 税務課までお問い合わせください。)

○ 減免の対象となる自動車の要件

所有(取得)者	運転者	用途
障がい者本人 又は 生計を一にする方(本人 の所有する自動車がない 場合に限る)	本人	
	生計を一にする方	身体障がい者等の方のための交通手段として 使用されること
	常時介護する方	主として障がい者の通学(園)、通院、通所また は生業等の利用に供していること

その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである自動車等

○ 問い合わせ先

【自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割】

島根県東部県民センター雲南事務所 電話:0854-42-9520

【軽自動車税種別割】

雲南市役所 市民環境部 税務課 電話:0854-40-1034

#### 4. 保育所・幼稚園・認定こども園保育料の減額

##### (1) 保育所・認定こども園(2号・3号児)保育料

保育所・認定こども園に入所している児童の世帯員が次のいずれかに該当されている場合、保育料徴収基準額の階層区分によって保育料が減額になる場合があります。

ただし、対象児童の保護者等が前年度(4月～8月分保育料へ反映)または当該年度(9月～3月分保育料へ反映)において、市民税所得割額が77,101円未満であることが要件となります。

○ 対象者

児童の属する世帯に

身体障害者手帳の交付を受けている在宅者がいる

療育手帳の交付を受けている在宅者がいる

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている在宅者がいる

特別児童扶養手当を受給している在宅者がいる

障害基礎年金を受給している在宅者がいる

のいずれかであり、さらに次の保育料徴収基準額表の2～4階層の区分において減額措置が適用となります。

○ 令和4年度 保育所・認定こども園(2号・3号)保育料徴収基準額表

児童の属する世帯の階層区分		月額(円)				
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層(A1)	生活保護世帯	0	0	無償化により0円		
第2階層(B2)	市民税非課税世帯	無償化により0円				
	ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等	0	0			
第3階層(C3,D3)	市民税課税世帯	所得割課税額 48,600 円未満	7,800			7,600
		ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等	3,400			3,300
第4階層(D4)	市民税課税世帯	所得割課税額 97,000 円未満	12,000			11,700
		ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等で所得割課税額 77,101 円未満	3,600			3,600
第5階層(D5)	市民税課税世帯	所得割課税額 97,000 円以上 169,000 円未満	24,900			24,500
第6階層(D6)	市民税課税世帯	所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満	36,600	36,000		
第7階層(D7)	市民税課税世帯	所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	48,000	47,200		
第8階層(D8)	市民税課税世帯	所得割課税額 397,000 円以上	52,000	51,200		

※年齢は、当該年度4月初日時点での年齢を適用します。

※上記市民税所得割課税額は、住宅借入金特別控除・配当控除・寄付金控除等(調整控除額・税額調整措置の額は除く)の税額控除前の税額です。

※転入前に指定都市で課税され、市民税所得割の税率が8%となっている場合は指定都市以外で課税されたものとみなし、税率6%に換算してから保育料を算定します。

※階層区分下段の( )部分を保育料決定通知に段階として記載しています。

※月の途中で保育要件の変更があった場合、翌月分の保育料から変更となります。

◆ 国の制度

令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化がスタートしました。これに伴い、3 歳児～5 歳児、0 歳児～2 歳児の住民税非課税世帯の保育料を無料とします。

年収約360万円未満のひとり親世帯等の第1子保育料を第2階層並みに軽減します。

小学校就学前(0 歳～5 歳)の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円となります。

ただし、年収が約360万円未満(所得割課税額が 57,700 円未満)の世帯は、多子軽減に伴う多子計算(子どものカウント対象)の年齢制限を撤廃します。小学生(6 歳)以上でも第 1 子となります。

◆ 雲南市の独自減免

・土曜減免(0 歳児から 2 歳児までの世帯(非課税世帯を除く))

当該年度にすべての土曜日を休所(預けない)する場合、上記保育料の 2 割を減免します。

・第 3 子以降保育料の無料化

18 歳未満の児童が 3 人以上いる世帯で、3 子以降の児童であれば保育料を無料とします。

・副食費の無料化

3歳以上児の副食費(おかず代)を無料とします。(雲南市に住民票がある方)(上限 4,500 円/月)

(2)幼稚園・認定こども園(1号児)保育料

令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化がスタートしました。これに伴い、幼稚園・認定こども園の保育料は無料とします。

○ 問い合わせ先

雲南市役所 子ども政策局 子ども政策課 電話:0854-40-1044

## VII. 生活の支援

### 1. 有料道路(ETC)障がい者割引制度

自動車を身体障がい者が自ら運転、または重度の身体障がい者および知的障がい者が乗車しその移動のために介護者が運転する場合、有料道路の通行料金の割引を受けることができます。

#### ○ 対象となる自動車、障がい者及び割引率

身体障がい者または当該身体障がい者及び知的障がい者と生計を一にする者が所有する乗用自動車、貨物自動車または特殊用途自動車であつて当該障がい者1人につき1台に限ります。ETCを利用される場合も割引の対象となります。

自動車の運転者	対象となる障がい者	割引率
身体障がい者自らが運転	身体障害者手帳の交付を受けているすべての方	50%
重度の身体障がい者または知的障がい者が乗車し、介護者が自動車を運転	身体障害者手帳または療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」第1種の交付を受けている方	

#### ○ 割引方法

事前に市役所での申請が必要になります。審査後、手帳に割引対象者である旨の証明を記載します。料金所で手帳を提示し割引を受けます。ETCを利用される場合は、割引を利用できるようになるまでに時間がかかります。

なお、割引有効期間は申請手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日までとなります。更新の申請時(割引有効期限の2か月前から割引有効期限の前日における申請)においては、その手続きを終了した日からその後の3回目の誕生日(最長2年2か月)までとなります。

#### ○ 申請に必要な書類等

- ①身体障害者手帳または療育手帳
- ②自動車検査証または軽自動車届出済証
- ③運転者の運転免許証(障がい者本人が運転される場合)

※ETCを利用する場合は上記①から③に加えて次の④、⑤が必要となります。

- ④ETCカード(原則、障がい者本人名義のもの)
- ⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書

### 2. 放送受信料等料金割引・減免

#### (1)NHK放送受信料料金割引

次の表に該当する世帯は、NHK放送受信料の全額免除または半額免除を受けることができます。事前に市役所で対象世帯である旨の証明を受けた後、放送局へ免除の申し込みをします。



【全額免除】

※毎年、NHKが市町村に対し資格調査(世帯全員の市町村民税課税状況の確認)を行い、そこで非該当になった場合は免除対象から外れることがあります。

対象	適用条件
身体障がい者	身体障害者手帳所持者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
知的障がい者	療育手帳所持者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳所持者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
公的扶助受給者	①生活保護法に定める扶助を受けている場合 ②ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合 ③中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援助給を受けている場合
社会福祉事業施設入所者	社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所している場合

【半額免除】

以下に該当する方が世帯主であって、かつ受信契約者の場合。

対象	適用条件
視覚・聴覚障がい者	視覚障がいまたは聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けている方
重度の身体障がい者	身体障害者手帳 1 級または 2 級の交付を受けている方
重度の知的障がい者	療育手帳Aの交付を受けている方
重度の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
重度の戦傷病者	障がい程度が特別項症から第 1 款症の戦傷病者手帳の交付を受けている方

○ 免除申請に必要な書類等

申請書

印鑑

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等

## (2)雲南夢ネットケーブルテレビ使用料減免

次の表に該当する場合は、使用料の減免を受けることができます。

対象	適用条件	減免の額
視覚・聴覚障がい者	身体障害者手帳の交付を受けている方であって、かつ世帯主である場合	基本チャンネル使用料の半額

### ○ 免除申請に必要な書類等

申請書

印鑑

身体障害者手帳の写し(障害名がわかるようにしてください。)

住民票(世帯主であることがわかるもの)

### ○ 申請先・問合せ先

雲南夢ネット放送センター 電話:0854-42-5800

## (3)電話、郵便等の料金割引

### 1)NTT電話番号案内料金の免除

障がい者が電話番号案内サービスを利用する際、料金の免除を受けることができます。免除対象者は、以下のとおりです。

申込方法についてはNTTの支店、営業所へお問い合わせください。

### ○ 免除対象者

①次の身体障害者手帳の交付を受けている方

ア)視覚障がい1級～6級

イ)肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1級、2級

②療育手帳の交付を受けている方

③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

### 2)携帯電話の割引サービス

身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が携帯電話を使用する際、携帯電話使用料等の割引を受けることができます。割引率は各携帯電話会社により異なります。詳細は携帯電話会社へお問い合わせください。

### 3)郵便料金の減免

各種郵便物について以下のとおり料金の割引があります。詳細は最寄りの郵便局へお問い合わせください。

制度	郵便物の種類	割引額等
点字郵便物及び特定録音物等郵便物	点字郵便物、点字用紙及び盲人用録音郵便物(3kgまで)	無料
心身障がい者用ゆうメール	身体に重度の障がいのある方又は知的障がいの程度が重い方と一定の図書館との間で受発されるものに限る	重さに応じ 90円(150gまで)～ 295円(3kgまで)
聴覚障がい者用ゆうメール・点字ゆうパック	聴覚障がい者と日本郵政公社が指定する施設との間で受発される聴覚障がい者用ビデオテープ等を内容とするもの、大型の点字図書等を内容とするもの	サイズ(3辺計の長さ)に応じ 100円(60cm)～ 700円(170cm)
心身障がい者団体の発行する第三種郵便物	心身障がい者団体の発行する定期刊行物を内容とし、発行人から差し出されるもの	○月3回以上発行の新聞 50gまで8円 ○その他 50gまで15円

#### (4)公共交通機関の料金割引

障がい者が、電車やバス、タクシー等の交通機関を利用する際に、料金の割引を受けることができます。各種手帳の所持が原則となります。

バスやタクシーは乗降時に、運転手に身体障害者手帳または療育手帳等を提示し、また電車等切符が必要なものは購入時に窓口で手帳を提示して、割引を受けることができます。

予約が必要なものは、予約時に手帳を持っていることを申し出てください。

詳細については各交通機関等へお問い合わせください。

##### 1)JR旅客鉄道株式会社の旅客運賃割引

身体障がい者(身体障害者手帳の交付を受けている方)及び知的障がい者(療育手帳の交付を受けている方)が単独または介護者とともに、JR旅客鉄道株式会社の鉄道等を利用する際に、旅客運賃の割引を受けることができます。

割引対象者	割引対象乗車券類	割引率	留意事項
第1種身体及び知的障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。ただし、回数乗車券は JR 線区間単独の発売。
第1種身体及び知的障がい者とその介護者 12歳未満の第2種身体及び知的障がい者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。 小児定期旅客運賃については、割引適用なし。
第1種、第2種身体及び知的障がい者本人	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100km を超える場合(私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。)

- ※窓口で身体障害者手帳または療育手帳を提示し、割引乗車券を購入します。
- ※乗車中は手帳を携帯してください。
- ※障がい者と介護者が利用する場合は、同一区間の乗車券類を購入してください。

## 2)航空運賃割引

障害者手帳の交付を受けている方が単独または介護者とともに、定期航空路線の国内線を利用する際に、航空券の割引を受けることができます。

航空会社、時期、路線等により割引率等が異なります。

※窓口で障害者手帳を提示し、割引航空券を購入します。

## 3)雲南市民バス料金の減免

障がい者が雲南市民バスを利用する際の定額料金及び定期券料金の一部を減免します。

障害者手帳の交付を受けている方、料金割引証の交付を受けている方、特定疾患医療受給者証の交付を受けている方及び戦争病者手帳の交付を受けている方は、料金の1/2が減免となります。介護付添される方も減免の対象となります。

乗降時に、運転手に手帳を提示し、また定期券については購入時に窓口で手帳を提示して、減免を受けることができます。

## 4)その他県内バス運賃の割引

県内の以下の運用会社のバスについても、障がい者を対象とした運賃割引があります。原則は、身体障害者手帳の交付を受けている方及び療育手帳の交付を受けている方とその介護者を対象としていますが、その他の方(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等)についても対象となる場合がありますので、詳細は利用する各バス会社にお問い合わせください。

割引対象者	身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている方 第1種身体及び知的障がい者:本人及び介護者 第2種身体及び知的障がい者:本人
適用会社	各市町村営バス、一畑バス、隠岐一畑交通、石見交通、日ノ丸自動車、スサノオ観光、谷本ハイヤー、総合企画コーポレーション、奥出雲交通、備北交通、六日市交通、柿木産業、大和観光
割引	50%

## 5)タクシーの運賃割引

身体障がい者(身体障害者手帳の交付を受けている方)及び知的障がい者(療育手帳の交付を受けている方)がタクシーを利用する際に運賃の10%の割引があります。また、精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方)についても、割引対象とされている場合もあります。割引制度の詳細は各事業者へお問い合わせください。

(5)思いやり駐車場(身体障がい者等用駐車場)利用証制度

島根県では、身体障がい者等用駐車場を必要とする方に県内に共通する利用証を交付することで駐車スペースを確保する「身体障がい者等用駐車場利用証制度」を実施しています。利用者の方は、事前に申請により「利用証」の交付を受け、これを車に掲げることで、制度に該当する身体障がい者等用駐車場を利用することができます。

○ 利用できる方

ア)身体に障がいがある方(身体障害者手帳の交付を受けている方)で歩行が困難な方

※各障がい区分ごとに次の表の○印等級が交付対象となります。

障がい区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい		○	○	○	○		
聴覚障がい			○	○			
平衡機能障がい				○		○	
音声機能・言語機能又は咀嚼機能の障がい							
上肢不自由		○	○				
下肢不自由		○	○	○	○	○	○
体幹不自由		○	○	○		○	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	○	○				
	移動機能	○	○	○	○	○	○
心臓機能障がい		○		○	○		
腎臓機能障がい		○		○	○		
呼吸機能障がい		○		○	○		
膀胱又は直腸の機能障がい		○		○	○		
小腸機能障がい		○		○	○		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		○	○	○	○		
肝臓機能障がい		○	○	○	○		

イ)知的障がい者(療育手帳の障害の程度欄が「A」)で歩行が困難な方

ウ)精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳の障害の程度欄が「1級」)で歩行が困難な方

エ)けが人等歩行が困難である方(医師が車いす、杖等の使用が必要と認めた期間)

オ)妊産婦(妊娠7か月から産後1年間)

力)高齢者(要支援1以上認定対象者)で歩行が困難な方

キ)難病患者で歩行が困難な方(特定疾患医療受給者)(小児慢性特定疾患医療受給者)

○ 申請手続

次の書類等を島根県健康福祉部障がい福祉課へ直接提出または郵送いただくか、市役所長寿障がい福祉課へ提出ください。

○ 申請に必要な書類等

①島根県身体障がい者等用駐車場利用証交付申請書

②障がい等の種別に応じて以下いずれかの写し

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患受給者証、介護保険被保険者証、診断書、母子手帳

③140円分の切手を貼った返信用封筒(角2サイズ)

○ 問い合わせ先

島根県 健康福祉部 障がい福祉課

〒690-8501 松江市殿町1番地 電話:0852-22-6526

## (6)ヘルプマーク、ヘルプカード

義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方、難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からわからない場合があります。

島根県では、周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくする「ヘルプマーク(カード)」の普及に取り組んでいます。

○利用できるかた

援助や配慮を必要としている方

内部障がい、難病、妊娠中、高次脳機能障がい、肢体不自由

視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい

その他援助や配慮を必要としている方

※障害者手帳の有無は問いません

○入手方法

【ヘルプマーク】

①窓口申請の場合

市役所長寿障がい福祉課、各総合センター市民福祉課で申請ができます。

申請書を受付後、その場で無償交付します。代理申請も可能です。

②郵送、ファックスでの申請の場合

島根県障がい福祉課宛に郵送またはファックスで申請できます。後日郵送にて交付します。

(申請先) 〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県障がい福祉課

ファックス 0852-22-6687



【ヘルプカード】

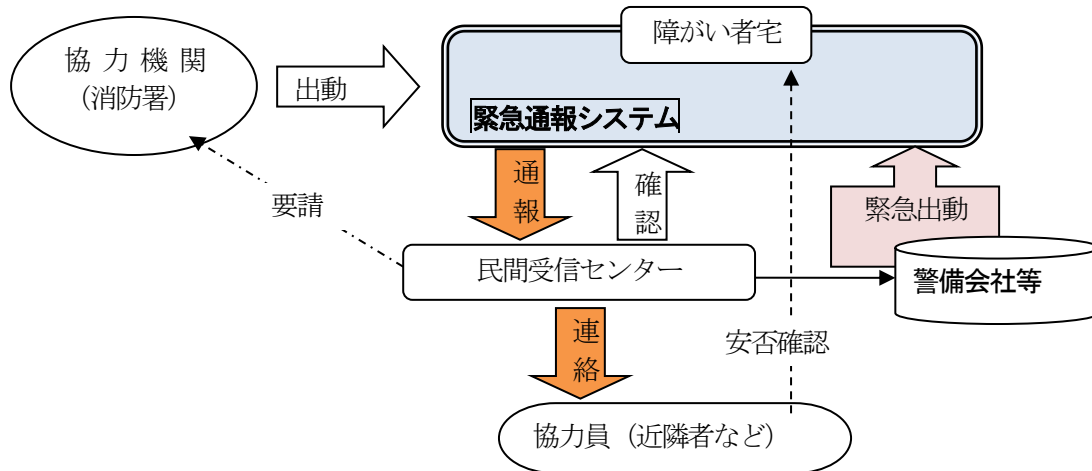
島根県障がい福祉課のホームページで公開されており、自由に利用できます。



## Ⅷ. 緊急時の支援

### 1. 緊急通報サービス助成事業

ひとり暮らし高齢者や障がい者の方などの安心安全な生活を支援するため、急病や災害などの緊急時にボタンひとつで警備会社等に通報され安否確認等を行う「緊急通報サービス」を利用される方に対し、その加入費用や月額費用の一部を助成します。



#### ○ 対象者

次のいずれかに該当する雲南市民の方

- ① 65歳以上の方または障がい者でひとり暮らしの方
- ② 65歳以上の方のみ世帯の方
- ③ 65歳以上の方と障がい者のみの世帯の方

#### ○ 助成内容

##### 加入費用の助成

###### 【助成額】

- ① 基本サービスの場合 上限22,000円/世帯
- ② ペンダント式非常用ボタン等が必要な場合 上限36,000円/個人

###### 【要件】

住民税非課税世帯

②については上記に加え、身体障害者手帳の心臓機能障害1級の認定を受けている方

##### 月額費用の助成

###### 【助成額】

月額 上限1,320円

###### 【要件】

住民税非課税世帯のうち、世帯収入総額が基準額以下であること  
(例:1人世帯の場合 総収入額78万円)

#### ○ 問い合わせ先

雲南市役所 健康福祉部長寿障がい福祉課 または 各総合センター市民福祉課



## 2. 避難行動要支援者避難支援制度

災害が発生した時に備え、主に自力では避難できない人の情報をまとめた「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」を作成し、安否確認などに役立てます。

災害時における避難支援が機能するために、平常時から支援体制を整備し、地域と行政が情報共有するとともに関係機関(警察・消防・社協等)へ提供します。

また、災害が発生した時に、「誰が」「どのようにして」「どこへ」避難する手助けを行うかを「個別支援プラン」または「マイ避難プラン」としてまとめておき、避難支援に役立てます。

### ○ 対象者

高齢者、障がい者、難病患者など一般的に配慮が必要な方(=要配慮者)のうち、自宅に居住し、災害発生時に自分一人では避難できない方(=避難行動要支援者)です。

### ○ 支援の申込み方法

地域で支援が必要な方を把握する「地域申告方式」としています。自治会または地域自主組織にお問い合わせいただき、お住まいの地域の支援方法や申込み方法をご確認ください。

### ○ 問い合わせ

雲南市役所 健康福祉部健康福祉総務課 電話:0854-40-1041  
または 各総合センター市民福祉課

## 3. インターネット機能を利用した 119 番通報システム

令和2年7月から「Net119」の運用が始まりました。

「Net119」は聴覚や言語機能障がい等により音声通話が困難な方を対象としたシステムです。

スマートフォン等からインターネットを利用して、いつでもどこからでも消防本部へ音声によらない通報ができます。

外出先からの出通報ができ、GPS 機能を利用した位置特定により、速やかな救急出動ができます。

※利用するには、事前の登録が必要です。

### ○問い合わせ

雲南消防本部 電話:0854-40-0119 FAX:0854-42-2444  
メール:shireika@unnan119.jp

## IX. 権利の擁護

### 1. 日常生活自立支援事業

認知症高齢者及び知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が出来るかぎり地域で安心して自立した生活が送られるよう、雲南市社会福祉協議会において金銭管理等のサービスが行われます。

- 福祉サービスの利用援助
- 日常的な金銭管理サービス
- 通帳等書類の預かりサービス
- 定期的訪問による状態把握

#### ○ 問い合わせ先

雲南市社会福祉協議会 権利擁護センター 0854-45-9889 <専用電話>  
または社会福祉協議会各支所へご相談ください。

### 2. 成年後見制度利用支援事業

意思・判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの方の財産管理や契約の補助や代理をし、安心して生活ができるよう支援する成年後見制度の相談を受けます。

#### (1)任意後見制度

自らの判断能力が十分なうちに、将来の判断能力の低下に備えて、あらかじめ後見人を選び契約を結びます。

#### (2)法定後見制度

本人の判断能力がすでに不十分な場合、家庭裁判所の審判により、後見人を選んでもらいます。手続きは原則的に本人・配偶者・4親等内の親族が行います。判断能力の程度に応じて、「補助」、「保佐」、「後見」の3つに分けられます。

雲南市民の方の手続きは、松江家庭裁判所(松江市母衣町68 電話:0852-23-1701)で行います。

#### ○ 相談窓口

雲南市役所 健康福祉部長寿障がい福祉課 電話:0854-40-1042

### 3. 雲南市障がい者虐待防止センター

平成24年10月1日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。この法律により、「何人も、障害者に対し虐待をしてはならないこと」「障害者の虐待の防止に係る国及び地方公共団体等の責務」「障害者虐待を発見した人に対し、速やかに市町村に通報すること」「市町村に、障害者虐待対応の窓口等となる『障がい者虐待防止センター』を設置す

ること」等が定められました。

雲南市は、「雲南市障がい者虐待防止センター」を雲南市健康福祉部内に設置しました。

○ 業務内容

- ①障がい者虐待の通報・届出の受理
- ②養護者等による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者保護のため、障がい者及び養護者に対する、相談、指導及び助言
- ③障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動
- ④障がい者の虐待防止のため、関係機関・団体との連絡調整

○ 「障害者虐待」とは、

- (1)養護者による障がい者虐待
- (2)障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待
- (3)使用者による障がい者虐待

※「養護者」…障がい者の生活の世話などを行っている家族、親族、同居する人

【虐待の種類】

1. 身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること

2. 性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること

3. 心理的虐待

障がい者に著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

4. ネグレクト

障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、上記1～3に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること

5. 経済的虐待

障がい者の財産を不当に処分すること、その他障がい者から不当に財産上の利益を得ること

○ 問い合わせ先

雲南市障がい者虐待防止センター(雲南市役所健康福祉部長寿障がい福祉課 内)  
電話0854-40-1042

## X. 雲南市の障がい者福祉施設

### 1. 相談支援事業所

事業者名	事業所名	所在地	電話	FAX
社会福祉法人 あおぞら福祉会	相談支援事業所 あおぞら	大東町仁和寺 935-1	0854 43-9555	0854 43-9556
社会福祉法人 かも福祉会	かも社会就労センター 障害者相談支援事業所	加茂町宇治 253-1	0854 49-8125	0854 49-8140
社会福祉法人 雲南ひまわり福祉会	きすき相談支援センター おれんじ	木次町東日登 351-5	0854 47-7101	0854 47-7102
社会福祉法人 雲南広域福祉会	指定相談支援事業所 そよかせ館	木次町下熊谷 1259-1	0854 42-8011	0854 42-2727
特定非営利活動法人 ふれんど	相談支援事業所 ふれんど	木次町新市 3	0854 42-8255	0854 42-3815
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	相談支援事業所 みとや	三刀屋町三刀屋 1212-3	0854 45-3933	0854 45-2211
社会福祉法人 仁寿会	障害者相談支援事業所 山楽園	掛合町松笠 2154-1	0854 62-1500	0854 62-1501

### 2. 障がい者就業・生活支援センター

事業者名	事業所名	所在地	電話	FAX
社会福祉法人 雲南広域福祉会	雲南障がい者就業・ 生活支援センター アーチ	木次町下熊谷 1259-1	0854 42-8022	0854 42-2727

### 3. 障がい福祉サービス事業所

#### (1)生活介護

事業者名	事業所名	所在地	電話	FAX	定員
株式会社 ニチイ学館	ニチイケアセンター あかがわ	大東町仁和寺 1918-7	0854 43-8576		
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	通所介護事業所 おおぎ	大東町大東 1038	0854 43-9215	0854 43-9218	
社会福祉法人 あおぞら福祉会	生活介護事業所 野の花	大東町仁和寺 935-1	0854 43-9555	0854 43-9556	20
社会福祉法人 雲南ひまわり福祉会	ほっとらいふ雲南	木次町東日登 351-5	0854 42-1635	0854 47-7102	20
社会福祉法人 雲南広域福祉会	生活介護事業所 にじいろ	三刀屋町古城 47-1	0854 47-7255	0854 47-7256	20
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	デイサービス みとや	三刀屋町三刀屋 1212-3	0854 45-9898		
社会福祉法人 よした福祉会	小規模多機能型 居宅介護事業所 ふかのの里	吉田町深野 84-6	0854 75-0346	0854 75-0456	
社会福祉法人 よした福祉会	とちのみ	吉田町吉田 1043-8	0854 74-9811	0854 74-0459	
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	好老センター 通所介護事業所	掛合町掛合 1310	0854 62-0727		
社会福祉法人 仁寿会	障害者支援施設 山楽園	掛合町松笠 2154-1	0854 62-1500	0854 62-1501	80

#### (2)就労継続支援 A 型

事業者名	事業所名	所在地	電話	FAX	定員
合同会社 ローズマリー	ローズマリー	木次町里方 30-2	0854 47-7366	0854 47-7367	10

### (3)就労継続支援 B 型

事業者名	事業所名	所在地	電話	FAX	定員
特定非営利活動法人 ふれんど	大東事業所 ほたるハウス	大東町大東 1038	0854 43-6908	0854 43-6907	40
	木次事業所 さくらんぼ	木次町新市 3	0854 42-3888	0854 42-3815	
	掛合吉田事業所 せせらぎの家	掛合町掛合 821	0854 62-1828	0854 62-1828	
社会福祉法人 かも福祉会	かも社会就労 センター	加茂町宇治 253-1	0854 49-8125	0854 49-8140	30
一般財団法人 空外記念館	無二苑	加茂町大崎 39-8	0854 49-7521	0854 49-7524	20
社会福祉法人 雲南ひまわり福祉会	きすきの里	木次町東日登 351-5	0854 42-1635	0854 47-7102	20
合同会社 ローズマリー	合同会社 ローズマリー	木次町里方 30-2	0854 47-7366	0854 47-7367	10
社会福祉法人 雲南広域福祉会	就労支援事業所 しゃぼん玉工房	三刀屋町古城 45-6	0854 45-2819	0854 45-2895	24
社会福祉法人 あおぞら福祉会	就労継続支援 B 型 事業所 尺の内農園	三刀屋町三刀屋 41-1	0854 47-7057	0854 47-7058	20
社会福祉法人 仁寿会	就労継続支援事業所 山光園	掛合町松笠 2154-1	0854 62-1500	0854 62-1501	20

### (4)就労移行支援

事業者名	事業所名	所在地	電話	FAX	定員
社会福祉法人 雲南広域福祉会	就労支援事業所 しゃぼん玉工房	三刀屋町古城 45-6	0854 45-2819	0854 45-2895	6

(5)共同生活援助(介護サービス包括型)

事業者名	事業所名	所在地	電話	FAX	定員
社会福祉法人 雲南ひまわり福祉会	きすき たんぼぼの家	木次町東日登 356-3	0854 42-2335	0854 42-2335	6
	きすき ひまわりの家	木次町東日登 356-16	0854 42-2335	0854 42-2335	6
社会福祉法人 雲南広域福祉会	はるひハイツ	木次町下熊谷 1259-1	0854 45-0020		5
	いいしハイツ	三刀屋町多久和 1159	0854 45-0020		5
	こじょうハイツ	三刀屋町古城 42-2	0854 45-0020		6
	レインボーハイツ	三刀屋町古城 45-6	0854 45-0020		10
社会福祉法人 仁寿会	グループホーム 銀杏	掛合町掛合 941-4	0854 62-0745		8
	グループホーム 山楽園	掛合町松笠 2154-1	0854 62-1500	0854 62-1501	20

(6)共同生活援助(外部サービス利用型)

事業者名	事業所名	所在地	電話	FAX	定員
社会福祉法人 あおぞら福祉会	風車の舎	大東町大東 1319-14	0854 43-5157		5
社会福祉法人 仁寿会	ヴィラかすみ	掛合町多根 490	0854 62-0863		6

(7)施設入所支援

事業者名	事業所名	所在地	電話	FAX	定員
社会福祉法人 仁寿会	障害者支援施設 山楽園	掛合町松笠 2154-1	0854 62-1500	0854 62-1501	57

## (8)短期入所(ショートステイ)

事業者名	事業所名	所在地	電話	FAX	定員
社会福祉法人 雲南ひまわり福祉会	きすき たんぽぽの家	木次町東日登 356-3	0854 42-2335	0854 42-2335	2
	きすき ひまわりの家	木次町東日登 356-16	0854 42-2335	0854 42-2335	2
社会福祉法人 よしだ福祉会	小規模多機能型 居宅介護事業所 ふかのの里	吉田町深野 84-6	0854 75-0346	0854 75-0456	
	とちのみ	吉田町吉田 1043-8	0854 74-9811	0854 74-0459	
社会福祉法人 仁寿会	障害者支援施設 山楽園	掛合町松笠 2154-1	0854 62-1500	0854 62-1501	4

## (9)居宅介護(ホームヘルプ)

事業者名	事業所名	所在地	電話
株式会社 ニチイ学館	ニチイケアセンターあかがわ	大東町仁和寺 1918-7	0854 43-8576
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	訪問介護事業所おおぎ	大東町大東 1038	0854 43-9100
社会福祉法人 かも福祉会	ヘルパーステーションかも	加茂町宇治 328	0854 49-8098
特定非営利活動法人 彩	彩	加茂町加茂中 9 55-1	0854 49-6121
株式会社 チャット・ケアすずらん	チャット・ケアすずらん 訪問介護事業所	木次町里方 616-2	0854 47-7877
社会福祉法人 雲南ひまわり福祉会	きすき居宅介護センター ひまわり	木次町東日登 351-5	0854 42-1635
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	訪問介護事業所みとや	三刀屋町三刀屋 1212-3	0854 45-5533
社会福祉法人 よしだ福祉会	ケアポートよしだ訪問介護	吉田町深野 84-6	0854 75-0346
社会福祉法人 よしだ福祉会	小規模多機能型居宅介護事業所 ふかのの里	吉田町深野 84-6	0854 75-0346



事業者名	事業所名	所在地	電話
社会福祉法人 よしだ福祉会	とちのみ	吉田町吉田 1043-8	0854 74-9811
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	訪問介護事業所かけや	掛合町掛合 853-1	0854 62-9050
特定非営利活動法人 未来の華	訪問介護事業所 えん	掛合町入間 280-3	0854 62-0827

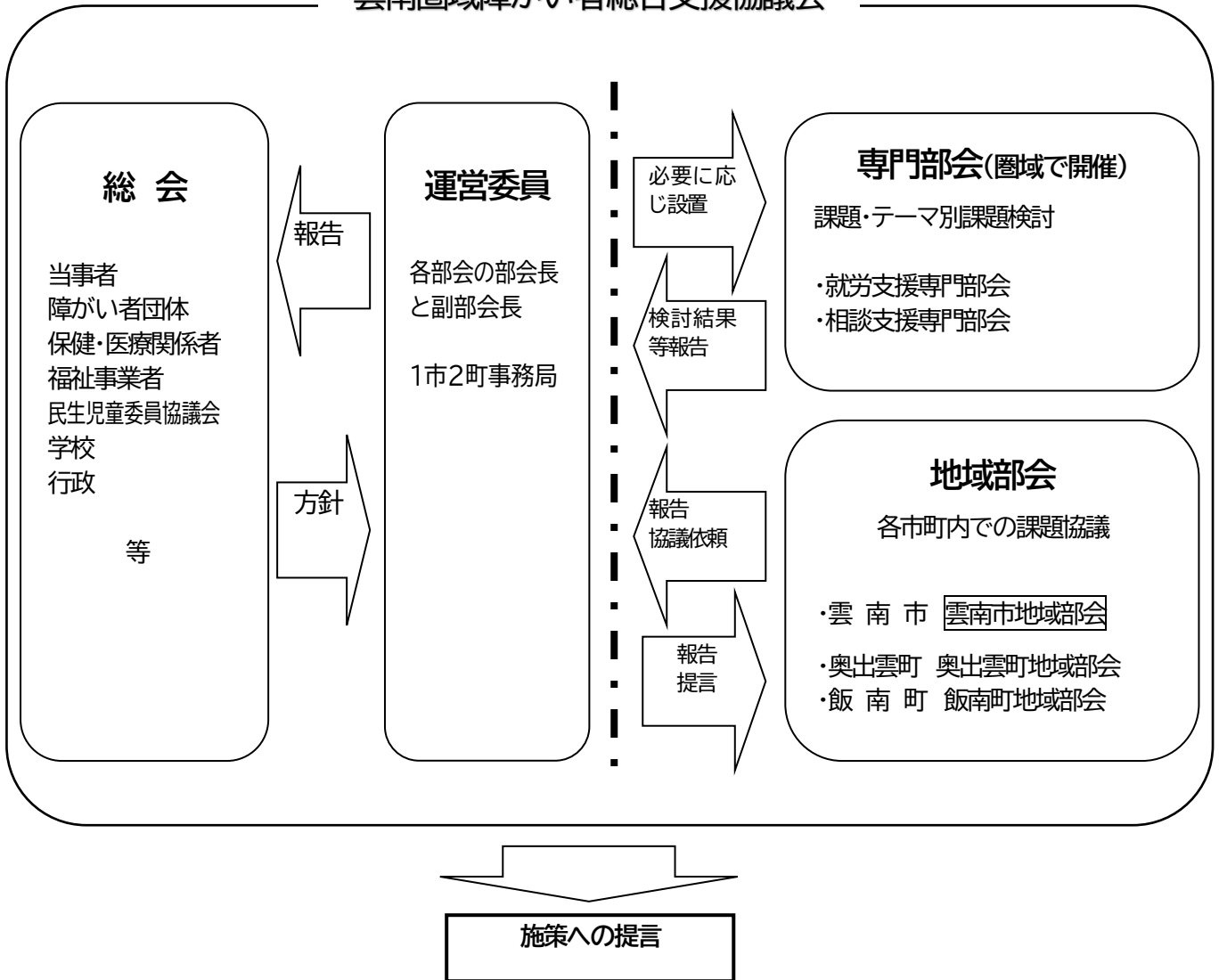
#### 4. 地域活動支援センター

事業者名	事業所名	所在地	電話	FAX	基準 人員
特定非営利活動法人 ふれんど	地域活動支援センター 大東事業所 ほたるハウス	大東町大東 1038	0854 43-6908	0854 43-6907	10
	地域活動支援センター 木次事業所 さくらんぼ	木次町新市3	0854 42-3888	0854 42-3815	10
社会福祉法人 雲南ひまわり福祉会	ほっとらいふ雲南	木次町東日登 351-5	0854 42-1635	0854 47-7102	10
社会福祉法人 雲南広域福祉会	地域活動支援センター パレット	三刀屋町古城 45-6	0854 45-0020	0854 45-2895	20

#### 5. 児童通所サービス事業所

事業者名	事業所名	所在地	電話	FAX	定員
社会福祉法人 雲南広域福祉会	児童発達支援事業 所さくら教室	加茂町三代 691-1	0854 49-9797	0854 49-9798	10
株式会社 雲南 TRC	さくらおろち牧場 そらうま	木次町北原 933-2	0854 48-0655	0854 48-0655	10
社会福祉法人 雲南ひまわり福祉会	ひなたぼっこ きすき	木次町東日登 356-4	0854 42-1635	0854 47-7102	10

# 雲南圏域障がい者総合支援協議会



# 知<sub>って</sub>

## 「障害者に関するマーク」

※掲載のマークは一例です。



### 障害者のための 国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。  
※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。

**問い合わせ** 公益財団法人  
日本障害者リハビリテーション協会  
TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523



### 盲人のための 国際シンボルマーク

世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。

**問い合わせ** 社会福祉法人  
日本盲人福祉委員会  
TEL : 03-5291-7885



### 身体障害者標識 (身体障害者マーク)

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

**問い合わせ** 警察庁交通局交通企画課  
TEL : 03-3581-0141 (代)



### 聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

**問い合わせ** 警察庁交通局交通企画課  
TEL : 03-3581-0141 (代)



### ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。

補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。

**問い合わせ** 厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課自立支援振興室  
TEL : 03-5253-1111 (代) FAX : 03-3503-1237



### 耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。

聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いします。

**問い合わせ** 一般社団法人  
全日本難聴者・中途失聴者団体連合会  
TEL : 03-3225-5600 FAX : 03-3354-0046



## オストメイト用設備／ オストメイト

オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。

このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。

このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。

**問い合わせ** 公益財団法人  
交通エコロジー・モビリティ財団  
TEL：03-3221-6673 FAX：03-3221-6674



## 「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖よりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。

**問い合わせ** 岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課  
TEL：058-214-2138 FAX：058-265-7613



## 手話マーク

耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるピブスなどに掲示することもできます。

耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。

**問い合わせ** 一般財団法人全日本ろうあ連盟  
TEL：03-3268-8847 FAX：03-3267-3445



## ハート・プラスマーク

「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。

内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。

**問い合わせ** 特定非営利活動法人ハート・プラスの会  
TEL：080-4824-9928



## ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

**問い合わせ** 東京都福祉保健局障害者施策推進部  
計画課社会参加推進担当  
TEL：03-5320-4147



## 筆談マーク

耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるピブスなどに掲示することもできます。

耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。

**問い合わせ** 一般財団法人全日本ろうあ連盟  
TEL：03-3268-8847 FAX：03-3267-3445

障害のある人に対応した施設、設備やルールなどの存在を示したり、障害のある人が支援を必要としていることを分かりやすく伝えるため、障害者に関係する様々なマークがあります。これらは国際的に定められたものや、障害者団体等が独自に策定して普及を進めているものもあります。

障害には、聴覚障害や身体内部の障害など、外見からは分からないものもあり、障害のある人が誤解や不利益を受けたり、我慢を強いられたりすることもあります。私たち一人ひとりが障害のを知り、障害の有無にかかわらず、互いを尊重し合いながら共生する社会となるよう、これらのマークへの御理解と御協力をお願いします。

※各マークは、各省庁・自治体・団体が作成・所管するものです。お問い合わせ等は各マークの所管先へお願いします。



内閣府